

第六十三回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)

午前十一時十一分開会

委員の異動

三月二十五日

兼任

柳田桃太郎君

補欠選任

西郷吉之助君

出席者は左のとおり。

委員長 山内 一郎君
理事 熊谷太三郎君
安田 隆明君
山本伊三郎君
原田 立君

委員

國務大臣

運輸大臣 橋本登美三郎君
自治大臣 秋田 大助君

政府委員

内閣法制局第四部長 角田礼次郎君
運輸省航空局長 手塚 良成君
自治省財政局長 長野 士郎君

事務局側

説明員

常任委員会専門員 鈴木 武君

国税庁直税部署 長村 輝彦君
理課長 板野 権二君
農林省農政局農 井元 光一君
業協同組合課長 小山 義夫君
農林省農地局参 岡崎 忠郎君
事官 佐々木喜久治君

農林省農地局管 理部長 岡崎 忠郎君
建設省河川局治 水課長 岡崎 忠郎君
自治大臣官房参 事官 佐々木喜久治君

参考人

新東京国際空港 今井 榮文君
公団総裁 高橋 淳二君
新東京国際空港 公団理事

本日の会議に付した案件

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

○阿部憲一君 総裁に二、三お尋ねしたいと思ひますが、まず、新東京国際空港の建設につきましては、明年、すなわち四十六年には一部使用開始、四十八年の末には完成という御計画になっておりますが、実際に明年度中に一部使用が可能なのか、あるいはまた現在の工事の進捗状況はどの

程度まで進んでいるか、簡単にひとつ伺いた

い。

○参考人(今井榮文君) お答え申し上げます。

現在の進捗状況からまずお答えしたいと思ひますが、現在本工事の開始するための準備工事を急いでいるわけでございます。資材の輸送につ

きましては、道路は茨城県の碎石、それから鉄道の碎石輸送につきましてすべて計画が整いまし

て、これを受け入れるための成田の専用鉄道並びにその末端における資材のストックヤード、こ

ういうふうなものも完成に近づいております。現

在茨城の碎石は備蓄用としてどんどん空港の中に運び入れられていくわけでございまして、大体に

おいて三万トン近いものが本工事のための備蓄用としてすでに集積されております。それからな

お鉄道につきましては、来月の二十八日、四月二十八日に山梨県初穂の碎石の第一次列車が入って

くるというふうな状況でございます。資材の輸送につきましては私も私どもとしては一応順調に進ん

でいるのではないかと。それから敷地内の工事につきましては、工事用道路約十三キロがすでに

に完成いたしました。天気が若干悪くても敷地内における重車両の移動は何ら支障がないという状

況になっております。現在雨水の処理のための排水の工事につきましては、パイプの埋設を始めてい

るわけでございますけれども、これについてもすでに工事の発注を終わりました。それからなおその

の雨水を暫定的に処理するための貯水池についておると、こういう状況でございます。私ども

としては、この四月に入りましたら直ちに旅客ターミナルにつきましては根切りから始める基礎

工事、それから鉄骨工事、こういうふうに入つてまいりたい。それからなお、滑走路等につきまし

ては、箱掘りから始めまして本格的な造成工事に入りたい、かように考えております。まあ順調に進んでいるというふうに、私どもは見えております。

それから先生の最初の御質問である、そういうふうな状況で来年一部完成が可能かという点につ

きましては、私どもは来年の四月をめどに全力をあげて供用開始ということを進んでおります。ま

あいろいろな事情があつて若干の時日の変更があるかもしれないけれども、公団としては来年の春オープンということで計画を進めております。

○阿部憲一君 いま総裁からお話がありましたけれども、ただ世間では、といましようか一般ではそれに非常に危険の念を抱いておるようござ

います。ですから、一期工事の完成が、予定されておる四十六年四月には、滑走路、航空管制塔それ

から整備場、税関、これらの飛行機を飛ばすに必要最低限の施設は大体予定どおりで上がる、こ

ういうふうな思ひますけれども、それにさらにエプロン、ターミナル・ビルディングあるいは駐

車場などの乗客用のサービス施設は、おそらく半分ぐらいしかできないだろう、きわめて窮屈な飛行場になるんじゃないか、このように言われてお

ります。この辺についていかがでございますか。

○参考人(今井榮文君) その点はおっしゃるとおりでございます。私どもも年々のいただきまし

た予算の範囲で仕事を進めなければならぬという事情にありまして、第一期工事の全体を完成し

なくても、いまの羽田の現状からしまして、どうしても来年の春には国際線のある程度のもものは成

田へ移動していただかなければならないというふう

に思っております。ターミナルにつきましても全体の躯体工事、これは全部仕上げるつもりで

おりますが、中の内装関係については、大体約半分ぐらい、それから飛行機が入つてまいりますサ

テライトと申しますか、フィンガーでございますけれども、これも大体一期工事、全体で四本の計画でございますが、まずとりあえず二本、二本によつて大型機十六機ノーズインで駐機できる状態でございますので、さしあたってはそれで差しつかえないんじゃないか。したがいましてそれに見合うエプロン等も当然私どもとしてはつくる計画でございます。

なお貨物ビルディングであるとかあるいは整備施設についても、やはり供用開始までには最小限度のものに間に合わしていきたい。もちろん最小限と申ししましても、現在羽田で国際線が使っているものよりはだいぶ規模は大きいわけでございます。

○阿部憲一君 この空港の開始が四十六年、それから完成が四十八年度としておりますけれども、周辺地域の整備が十九年を目標とすることは非常に片手落ちだというふうに感じます。またこの使用開始までに教育施設とか生活環境施設の整備が完了されていなければ、騒音公害というふうな大きな問題が起きることが予想されますが、この点については万全の対策ができますか。

○参考人(今井栄文君) 周辺の事業でございますが、河川改修などはあるいは若干おくれるのではないかと思いますので、私もは場内排水のための暫定的な貯水池を先ほど申し上げましたようにつくりまして、御迷惑をかけないようにしたいというふうに考えておりますし、それからまたそれ以外の関連する施設につきましても、特に先生御指摘の学校のいわゆる防音工事のための新築あるいは改築という点につきましては、先般当委員会でも御答弁申し上げましたように、成田市から飛行については、ちょうど四千メートル滑走路の北のほうあるいは横のほうに当たるものですが、それからまた南方の芝山方面からは四施設、これは保育所も含んでおります。学校並びに保育施設、こういうようなものについて四施設を、四十五年度中に、私もは鉄筋コンクリートで防音工事を持った施設にやりたいということで、現在四十五

年度予算の中にもこういうものを織り込んでおる次第でございます。したがって、四十六年度、空港がオープンになった場合に、そういう教育環境というものが悪くなるというふうなことがないように全面的配慮をいたしたい、かように考えております。

○阿部憲一君　局長が見えましたので、局長にちょっと。

新空海の関連事業の積算につきまして、四十三年の閣僚協議会で決定した額は、事業費総額は千九百六十九億円でありまして、そのうち地元負担を伴うものが五百九十六億円となっておりますが、この積算額についてその後変動はございませんか。またあるいは狂いといいましうか、その積算に食い違いがありませんか。

○政府委員(長野士郎君) この関係協議会、あるいは四十三年からの、いわゆる新空港建設実施本部等いろいろな協議をいたしました事業費というもの、先生のおっしゃいましたような額もあったかと思いますが、四十三年の二月に実施本部で決定いたしましたものは、総額では千八百三十四億というような額になっております。ただその際

は、なほ検討中のものが非常に多くございまして、その後千葉県なりあるいは関係の市町村、あるいはまた関係各省といろいろ協議がありまして、その結果がここに、お手元にお配りしておりますところの資料、参考資料の中のここに書いてあります。一一ページですが、この長いやつでございます。この一一ページをお開きいただきますと、要約してここには、この「地元負担を伴わないもの」というものがございます。これは道路関係あるいは国鉄の関係でございましてか地下鉄関係、これがまあ千三百四十七億。それからその次に一二ページから「地元負担を伴うもの」というのが載っておりまして、その一五ページのところを見ていただきますと、地元負担を伴うものの総額で申し上げますと、一五ページの事業費という欄の一番下のところを見ていただきますと、まあカッコしておりますが、六百七十億九千八百万

円、約六百七十一億円、これを両方足しまして大体二千十九億円というものが現在一応決定を見ておりますところの関連事業の経費ということに相なっております。

○阿部憲一君 この法律が昭和五十三年度まで十
力年とした根拠は。

○政府委員(長野士郎君) これはこの前も申し上げたとおりでございます。この関連事業は、先ほども御指摘ございましたように、空港を短時日に整備していくということに直接関連するものは、もう当然空港の供用開始と同時に事業が完成されなければならぬわけでございます。それから間接的なものもそれに応じたタイミングで行なっていくかなきゃならないわけでございます。そこでおおむね五十年――五年間にはほとんど関係

の関連事業は仕上げていくと、こういう方針で関係各省ともその準備を進めていこうということになっておりますが、ただ団体営の土地改良事業におきましては、やはり細部の事業が完了いたしましたのにやや時間がかかるといふような問題があるようにございまして、そこで一応十年間ということにいたしておりますが、実質的には大体五年間

ぐらいでひとつ事業を片づけていく、こういう考
 え方を方針としてきめております。
 ○阿部憲一君 大体その御方針でうまくいくよう
 にお考えですか、御確信は……。
 ○政府委員(長野士郎君) その点に關しまして
 は、關係各省とももちろん話し合ひがついており
 まして、了解の上でそういう方針をきめて進めて
 まいるということにいたしております。

○阿部憲一君 運輸省並びに空港公団の新空港建設に伴う事業費のうち、昭和四十五年予算に要求した予算額は幾らぐらいになっておりますか、またそれは総事業費のうち何％になりますか。

○参考人(今井栄文君) 私どものほうの四十五年の予算要求、現在参議院で御審議いたしておるわけでございますが、公団の全体の事業費といしましては六百億でございますして、三百億が現金ベースでございますして、三百億は国庫債務負担

ということでございます。従来各年度の事業費はほとんど用地買収費が重点でございまして、四十五年度はほとんど大部分がいわゆる工事費並びに各種の関連事業に対する負担金ということになつ

ております。

○阿部憲一君 この新国際空港の規模は当初の富里家からだいふ縮小されたようであります。が、今後の航空機産業の著しい発達による大型化、高速化、大量輸送化など、当然人員並びに貨物輸送の処理能力について、これはいまのままでと十年以内に引き詰まって、施設の増設あるいは拡張等の必要に迫られるものと予想されますが、現在の計画規模での施設拡張、増設は可能かどうかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(手塚良成君) 新空港につきましては、当初、現在の建設中のものの倍のものを想定していたわけでございますが、諸般の事情によりまして、飛行場敷地面積千六十という現在の面積のものに決定をして建設をしておるわけでございます。で、この新しい敷地面積におきましますところの滑走路は、すでに御承知かとも思いますが、主滑走路が二本、横風用が一本、こういう内容でございます。で、この滑走路で離発着可能な処理能力、これはおおむね二十六万三千回という推定をいたしております。これは保安施設等のさらに精度の上がったものが創設された場合には、なお若干能力増を来たすと思いますが、その二十六万三千回でもって現状の輸送需要、それに伴います離発着回数の伸びを推定いたしますと、一応供用開始後約十年程度はこの飛行場で十分離発着回数を処理できる、かように考えておるわけであります。から先につきましては、現在の需要増等から考えますと、こっただけで済むとは考えておりませんけれども、やはり機材の今後の推移、あるいは需要につきましても、特に貨物等の推移、そういうったものを考えまして、新しく計画を策定をして検討していかなければならないと考えておるわけでございます。で、この成田空港自体につきましては、現状の面積、現状の建設内容、これは変えな

いということを当初から私も考えておりました。新しい需要に因ずるためには、なんらか別途な措置を考えておかなければならない、かように考えております。

○阿部憲一君 この富里に初め御計画になったときは、何ですか、面積におきまして七百万坪、今度は約その半分といまおっしゃっておられますが、これはあれですが、富里のときにつくった飛行場の大きさというものがむしろ理想的なものであつて、それが理想どおり行なわれな

半分にしたということは、まあ主として原因は土地の取得の問題であらうと思ひますが、したがひまして、この土地も十年後には当然非常に窮屈になつてしまつて、他に移動する、他にまた新しくつくらなければならぬという必要が出てくるだらうことは、最初の計画の変更になつたことでも予想されると思ひます。まあいま航空局長からお話がありましたように、この十年間はよきさうだ。しかし七〇年代の飛躍発展、さらに八〇年代といふものを思ひ浮かべますと、このいまの成田空港といふのはむしろ十年を待たずして早晩狭過ぎて困るというような事態になるのではないかと

思ひます。航空局長も御承知のように、船のほうにおきまして、いまの十年前には、たとへばタンカーを例にとりまして、三万トンから五万トンのでいいのだと、こういうような考え方で當たつていたと思ひます。ところが、それが二、三年たつたあたりから三万トン、五万トン時代が過ぎてしまひまして、御承知のように十年もたないうちに十萬トン、十五萬トン、二十萬トン、いま三十萬トンから五十萬トンのタンカーをつくらうとしておるようになりまして、十年間と言ひますと、その飛躍発展はわれわれの想像を越えてい

と思ひます。したがひまして、航空機につきましてはよけいそのテンポが早いのではないかと思ひますので、十年間はいじょうぶだという考え方は、技術の革新とか産業の発達というようないは国際関係というようなものから、まだまだ

見通しが甘いのではないか、このように思ひます。それで、したがひまして、このいまの三里塚を中心とした飛行場でありまして、これはもうここでは広げられないのですが、いま局長は広げないとおっしゃつたけれども、実際は広げられないのではないかと思ひますが、その点いかがでしょう。

○政府委員(手塚良成君) いま先生御指摘になりましたように、航空需要、その将来の伸びというものについては、これが非常に飛躍的であるといふことは私も私も認識をいたしております。したがつて早め早めに空港その他保安施設等、必要な施設の計画をし、実施に移していくといふことをやらなければならぬと思つておるわけです。その点、先生のおっしゃるとおりだと思ひます。ただ、この成田の空港につきましましては、当初の計画をいたした富里という時点におきまして、いろいろ地元との関係が非常によくさういふたし

して、飛行場建設につきましましては、何としても地元の協力、その地元民との話し合いといふことができないと、現実問題として理想の空港が、そこが実は理想であつても、それができないわけでございます。そういう意味でいろいろ調整をはかりまして、結局買い上げ幾地の占める割合の高い富里といふのでは実現が不可能であるといふ判断になりました。住民対策の問題という観点で、

ういつた買い上げ面積を最小限にとどめる。もちろん、航空技術的な条件にはかなつておらなければならぬといふようなことでは、いまのところ定め、しかも面積を半分は縮小するといふようなことをせざるを得なかつたわけでございます。そういう経緯に徴しまして、立地的に見ますと、これを拡張するといふことは必ずしも不可能ではない、場所柄的には不可能ではなからうと思ひますけれども、いまのような富里から成田へ移すという経緯、地元民の協力、今後これをぜひとも完成をしなければならぬといふこいつた決意の面から見まして、これを今後将来において拡張することとは適當でないといふ判断に立っております。

で、われわれはこれを拡張をしないといふふうにいま決意をいたしております。ただ、その先の問題といふことはやはり問題になるわけでございますので、私どものほうでは、来年度に、対応する空港整備五カ年計画を実施中でございますが、四十七年以降のものについての長期計画を策定しなければならぬといふことで、実はいま部内に学識経験者を交えまして、需要の測定から始めまして、さういふ次の五カ年計画、空港整備の計画といふものを鋭意現在検討、策定中といふことでございまして、それらを待つて将来の問題に対処したい、かように考えております。

○阿部憲一君 いまの新空港についてせつかくおきめになつて、これをいま整備中といふときに、ケチをつけるようなことを言つて申しわけないのですけれども、現実には私が指摘しましたように、非常に狭いといふ感じが、要するに十年もつものむずかしいといふようなこと、もう一つ私は欠点の一つとして、いま諸外国と比べましても、東京からの距離が遠過ぎるのじやないかと、さういふふな感じがいたします。現実にはニューヨークとかロンドンとかパリなんかにおきましても、おそれくこれの三分の一か半分以下の距離でございます。そんなことから考えましても、将来の航空に依存するわれわれの生活といふものから見ましても、また国の発展といふ見地からいたしまして、もう少し適當な土地があればといふ感じを強くする次第であります。したがつて、今後この次の新しい国際空港を十年後におつくりになるかもしれませんが、その節にはさういふことも勘案されて、ぜひひとつ理想的な航空対策といふものを打ち立てていただきたい、そんなふうにお願ひをする次第でございます。

なお、先ほど総裁からお話になりましたけれども、この空港建設及び周辺地域の整備に關しては予定どおり進行しておられるように承つておりますが、どうも進行しておらぬといふふうな一面危惧が持たれてゐるのが現実だと思ひます。それで、特に国有財産である下総の御料牧場の栃木県

下への移転も、代替地造成事業等もすべて予定よりおくれてゐる。それが地元住民や県や市町村民の感情を刺激してゐる。これが同時に国がこの問題に精力的に取り組もうとしない姿勢に原因があると、さうも言われております。これはどうでございますか。また、国の姿勢や熱意の不足が地元の反対運動を逆におこした結果となつておるのではないかと問はれております。この辺についてお考えをお聞かせ願ひます。

○政府委員(手塚良成君) 建設のための工程につきましましては、これはいろいろな工程がつくり得ると思ひます。いま公団でやっております工程といふのは、おっしゃるやうに非常に突貫といふことであることには間違ひないと思ひます。しかしさういふ突貫の工程であつても、これは四十六年の初めにおける供用開始はぜひともやらなければならぬ、現時点におきましては、これは可能であるといふふうな考へておるわけでございます。その進捗の中で、代替地の問題といふものは一つの支障の原因にあげられるといふふうにい

われておりました、私も、現在の反対者の方々に對しては、確かにこの代替地問題といふのが最大の問題であらうと思ひます。つまり、反対者の皆さんに今後御協力を願ひについては、十分なる代替地を準備するといふことが非常に必要なことだと思つております。その点につきましましては、公団總裁以下皆さんは、地元、県御当局とも十分なる話し合いのもとに、さういふ点も措置に万遺憾なきを期するように努力をしておられる。現に手持ちのものにしても、ある程度いふ言

われればすぐにとつていふような内容のものも持つてあるといふふうにも聞いておりますが、場所その他についていろいろ皆さんの御希望があるようございまして、さういふものに対しては極力それに対応するやうな措置をとるといふやうな姿勢で立ち向かわれておられる。国自体といたしまして、さういふ地元の皆さん並びに公団の御努力に對してはやはりわれわれも十分なる建設促進の姿勢をとらなければならぬ。さういふことで、

今回四十五年度の予算などにおきましては、公団要求金額についてこれを認めるというようなことを、関係諸方面の御協力、お話を得まして、予算的に認めていただくというようなこともやっておりますが、何かと私どものほうでやり得ることはひとつ何でもやって、所期の供用開始にこぎつきたい、かように考えてやっておるのが現状でございます。

○阿部憲一君 この新空港の建設にあたっては、最も大きな影響を申しましようか、これは新空港をつくることは、当然地元にとつても経済的にまた文化的に大きな発展をもたらす、プラスの面もございますけれども、逆に住民の生活をおびやすうなこと、たとえば公害問題というようなのが当然悪い影響を及ぼすわけであります。この公害ということならば、騒音防止、騒音の問題ですけれども、これに対する対策につきましては、前の委員会でもいろいろと御答弁いただきましたが、重ねて万全な対策ができていくかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(手塚良成君) 具体的な内容につきましては、総裁のほうからのお答えがあると思ひますが、まず、私の立場におきまして考えておりますことは、現位置に場所を決定いたしましたときに、閣議決定でもつていろいろ地元対策ということを決定いたしました。その中の一つに、やはり騒音ということを十分考えていくということ、を政府部内でできております。で、その後におきまして、騒音防止法という法律もできました。これは何も新空港だけの問題のためにはございせんけれども、騒音防止法もある。この防止法を新空港には一〇〇%活用していきたい。しかも、新空港特有な問題についてはすでに特有なものとして措置をしていくこともできました。たとえば防止法でいうところの指定区域、移転補償を移転したい方にするという範囲につきましては、一般の空港が滑走路末端から千三百という距離の範囲であるのに対して、新空港の将来の使用を推定いたしました、これを二キロという範囲までに

広げるといふようなことなどで、地元の皆さんの騒音に対する被害をできるだけ軽減していこうと、かように考えていま鋭意実施をしております。

さらに、先ほど申しした政府で定めました対策の中に、騒音対策委員会というようなものを地元の皆さんを交えてつくるということをやはり政府として定めております。現在、まだ具体的に構成されておられませんけれども、おそろく近く公団を主体にして関係市町村、あるいは利害関係人の皆さんを集めた委員会がつくられると思ひます。そういった委員会が今後の新しい問題なり、あるいは情報の交換なり、あるいは新しい対策が結論づけられます場合には、政府として極力そういうものをバックアップして騒音防止に資したい、かようなふうの対策を考えている次第でございます。

○阿部憲一君 いま局長のお話の中で、結局、地元には何か騒音対策委員会ですか、これをつくつて善処されるようなお話ですが、これは構想として、どんな権限を持つて、また非常にまあ何といひましようか、対策として有効に働くことができないような委員会なんではいまいか。それとも、まあそういう失礼なことを言つちやいかぬかしれませんが、形式的な委員会かどうか、そこら辺のお考えを承りたい。

○政府委員(手塚良成君) これは東京羽田並びに大阪伊丹の両空港についても実際現実にできておりますが、これは行政組織上の一定の機関というものではございせん。まあ率直に申し上げれば任意にでき上がる一つの自主的な委員会とも言ひましようか、そういう性格のものでございす。しかし、これの運用につきましては、私どもはそういうったほとんど公的に近いものの感じでもつて既往の二つのものについて接触をしております。ここでもいろいろ議論をされて決議をなされたりいたしますし、あるいは具体的にいますぐにこういうものを調査をしてもらいたいというような要請の姿になつて出てきたりいたしますが、こういうものについては、われわれ政府で取り上げ

るべきもの、あるいは地元自体でいろいろまた公団団体等に働きかけるもの、ございしますが、それらを実現するについては、私どもは誠心誠意やっておりますつもりでございます。たとえば深夜の飛行禁止というような問題が、これは羽田の委員会においてつとに議論をされました。そういうものを私どもは取り上げまして、閣議決定に持ち込んで、現状、夜の十一時から午前六時まで原則としてジェット機の飛行を認めない。先般、大阪につきましては、なおそれをシビアなものにいたしましたけれども、そういう問題につきましては、この委員会からのお話で持ち上がった問題で、措置をいたしました。いまのような措置をとつておる。もちろん、皆さんの御意見の中には、そのまま取り上げることが不可能なもの、あるいは時期尚早なものもございすし、しかし、私どもとしてはそういうことを含めまして、まあできるだけ皆さんの御希望に沿うというような運用を考えてこの委員会を活用していく、かようなふうの委員会になつております。新空港の場合におきまして、おそろくこれと同じような運用を私ども国としては考えておる次第でございます。

○阿部憲一君 いまの騒音対策委員会についてはわかりましたが、これ、ひとつこのような機関、委員会を通じてほんとうの住民の声をこの委員会に反映させ、さらにこの委員会が強力に活動して住民の希望をかなえるような、そういうものにしていただきたい。羽田のお話もありましたし、伊丹のお話もありましたけれども、それ以上に活用できるような委員会にしたい、これをお願ひしておきます。

それから、先ほどちょっとお触れになりました騒音防止法でございますけれども、騒音防止法の適用に該当しないいわゆる騒音公害の被害に対する救済策については、どういうふうに考えておりますか。

○政府委員(手塚良成君) 騒音防止法には、対象にするもの、対象の範囲に該当するもの、それら対象の基準というようなものがいろいろ含まれております。したがひまして、そういう対象に当たらないようなものももちろんございす。それから基準にいたしましても、たとえば七十ホン以上の学校に対する防音工事というものが、はたして七十ホンでいいのか、もっと下げるべきではないかという問題がございす。あるいは頻度等にもいたしましても、頻度等の関係はもう少し少ないものも考えて対象にすべきではないかというふうな問題をかかえております。これは率直に申し上げまして、やはり財政との関係もございすので、いろいろそういう要請に対しては、そういうものとの関連はやっぱり考えながら逐次進めておるといふのが現状でございます。対象等につきまして、実はもう少し広げるという面でも、私どもはたとへばさつき申し上げましたような移転補償の範囲などというようなものにつきましては、新空港は先ほど申し上げた二キロをすでに決定して実施中でございますが、伊丹とかあるいは羽田等については、これは一キロ三百というようになつております。これを四十五年度の予算からもう少し拡大をしたいということで、ほぼ関係機関との話も了しておりますが、そういうたように、時勢と飛行機の実際の変化、あるいはこの運航のしかた、そういうものの、それから周辺の生活状態の変化、こういうものに対応いたしまして、やはり内容的には逐次変えていく、前進して前向きに進めていくということが必要であると考え、常時そういう観点で調査なり研究なりを私どもは自分自身でもやっておりますし、それから委託調査で専門家のところに出しまして、たとえば人心に与える影響がどうであるというようなことについて専門家の御意見を伺うというようなことを続けておるわけでございます。そういうものの集積を得まして、そうして諸般の情勢と兼ね合わせまして前向きに進進をさせて、いわゆる航空機公害というようなものが何とか最小限に食い止められるようにという努力をしていくつもりです。なおこういふたこ

とにつきましては、国際的にもいろいろ問題がございまして。昨年の十二月モントリオールのICAOでこういったものもやはり議論になって、国際的にも措置をとっていかうというふうなことが議論されております。飛行機の騒音を少なくとも現状でとめる、これ以上大きな騒音を出す飛行機は各国で使わない、使用しないということにしよう、メーカーはそういうものをつくってはならないということにしようという騒音証明制度というふうなことは、ほとんど完成に近い結論までに到達をいたしておるような次第で、こういった国際的な動きなどは、そういうものができれば私のほうは直ちにそれを採用する、こういうふうなことに前向きで検討していきたい、かように考えております。

○阿部憲一君 この防止法の、いま私お尋ねしました中にも、特に個人の家庭とかあるいは市営の託児所あるいは幼稚園というふうなものに対する非常に心配が多いと思えます。地元からもそのようなことでいろいろと心配して、取り立てて尋ねられておるわけでございましてけれども、この騒音に対する対策としては、やはり鉄筋コンクリートの建物でなければ完全にこれは防止できないということとは常識になっております。したがって、木造の小さな農村の家屋などは騒音に耐えられないというふうな状況にぶつかるんじゃないか、こう思えます。その影響はいま局長からお話ありましたように、国際的にも問題がある。ことにきこのからの新聞によりますと、人間の胎児にまで悪影響を及ぼすようなことが出ております。鶏が卵を生まないとか、牛の発育がおくれているというふうなことがあちこちで言われております。これに対する救済といいたしようか、これが肝心ではないかと思えます。公共の建物についてはいまの騒音防止法である程度補強されますけれども、私的なものに対して、個人的なものに対しての救済がなされないわけです。この辺のところについて、ひとつしっかりとした救済方法を確立していただきたい、こう思うわけでござい

す。なおこの問題につきましては、前の委員会でもいろいろ質疑応答がありましたから、この辺にとどめまして、御善処をお願いしたいと思

次、航空機燃料の給油施設についての概要を簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(今井栄文君) 航空機燃料の給油施設の説明の前に、先ほど先生から御質問ありました、個人住宅に対する騒音対策について何か検討がなされておるかという御趣旨の内容がございましてので、私から現状を簡単に御報告した上で御返事させていただきますと思ひます。実は先生と同じように、千葉県自体もやはり住宅に対する騒音というものを非常に心配いたしておりました、これは御指摘のように騒音防止法の対象に全然なっていないということで、実は県が数百万の県費を投じて、昭和四十三年に滑走路の先端約千二百メートルの地点に防音装置をした住宅を、いろいろくふうしていろいろのものを建てまして、その音響効果というものを測定いたしております。それによると、屋外で聞く場合よりも、多いときは三十ホン、あるいは十五ホンというふうに、屋内にいますと、その民家の防音施設によってある程度屋内の音が軽減できるという研究も実はできておるわけでございまして、こういったものを県は今後どういうふうにするか、あるいは民家の方々にこれを適用していくか、あるいは奨励していくかという方途を現在検討中でございます。やはり同じような心配を県もやはりながら具体的な施策を講じつつあるということでございまして、一応付言させていただきます。

なお、給油施設でございますが、給油施設につきましては、千葉の出州の埠頭に数万坪の給油基地をすでに公団は県から取得をいたしておりまして、そこからパイプライン、約四十二キロ程度でございまして、地下埋設のパイプラインで空港の中に持ってくるという形になっております。で、四十五年年度予算をいたしましては、私どもは給油施設全部について五十億の要求をいたしております。

して、第一期工事の大体の給油能力というものを年間二百萬キロリットル、一日に大体五千四百キロリットルというところに目標を置きまして、十四インチの二本のパイプラインで空港の中に持つてこようというところでございまして。

なお、防災関係は私どもの一番心配する点でございまして、パイプラインにつきましては、これは従来たとえば八戸から米軍の三沢基地までの航空機燃料をパイプラインで送っておりますし、それから新潟の天然ガスは東京までパイプラインで送られておるわけでございまして。三陸沖の、あるいは新潟の地震の際におきまして、パイプラインについては全然支障ない、私ども担当者のほうでも安全性については十分検討いたしております。で、全然心配ない施設をしたい。そのためには、私どもとしてはラインの途上に緊急遮断用の自動バルブというふうなものなど、いろいろな計器類を設置するとか、あるいはまた油漏れを感知するための施設を配置するとかいうふうなことをしまして、常にそのパイプラインが正常に動いているかどうかというところを探知することを考えております。途上は全然心配ない、それから御心配になるパイプラインの基地であるとか、あるいはまた飛行場内における給油施設というふうなものにつきましては、これもやはり現在の消防法に規定されました設置基準に基づきまして完全な防火設備をやつていきたいということで、特に場内におけるハイドラントにつきましては、タンクそのものが樹木に遮蔽される、なお、ある程度半地下埋設というふうな形で、外からも危険感ができるだけ感じられないような形でつくっていくというところ、その安全には万全を期していきたいというふうに考えております。

○阿部憲一君 新空港のでき上がったからの航空機事故等に対する消防及び救急対策はどのようなことか。またその国際基準はどうなっているか。

○参考人(今井栄文君) 消防、救急については、私どもは、一応四十五年度で第一期計画の四

千メートル滑走路に離着陸する飛行機の事故に対応する消防車両として、約三億円で十六両の化学消防車を用意しようということで、すでにその設置場所も整備地域の一角に予定をいたしておるわけでございまして、御心配の航空機の事故による火災の処理は私ども非常に関心をもちておりまして、したがって消防隊につきましては、公団直営の消防隊を持ちましてやつていきたい。

それからなおその消防設備の基準につきましては、これは航空機の国際民間機関であるICAOのリコメンデーションもございまして、その基準に完全によつたものをつくつていきたい、かように考えております。

○阿部憲一君 消防、救急組織及びその運営、管理、指揮、これは国が行なうのですが、それとも地方の公共団体が行なうことになっていきますか、お伺いしたい。

○参考人(今井栄文君) 飛行場内の消防は、もちろん必要があれば外から応援を頼むということもございまして。現に羽田におきまして、空港当局の消防以外に市中消防が応援にかけつける場合があるわけでございましてけれども、成田におきましては、公団が消防隊を特殊消防として直営するという形をとりたいたいと思ひます。これは非常に特殊な、しかも高額の消防車でございまして、なかなか付近周辺の市町村がこれを持つていくことは非常に困難ではないかと、かように考えております。

○阿部憲一君 新国際空港のいろいろな施設のうちで、国それからまたは地方公共団体の行なう事務、事業と、それからもう一つ、民間団体が行なう事務、事業との内容について具体的に話して願ひたいと思ひます。

○参考人(今井栄文君) 空港の中だけについて申し上げますと、これは公団法の中にも概括的な規定はあるわけでございまして、要するに、航空機が安全に離着陸するために必要な機能的な施設、これは公団が直営する、それから乗客あるいはまた送迎客その他に対する利便施設、これは民間に

委託してもよろしい、原則的にいうとそういうふうな形になっております。で、私もいま考えますのは、たとえば滑走路、誘導路、エプロンというふうな基本施設、これは当然公園が直営いたしまして、現在国が羽田でとっております着陸料のごときは公園の収入として入ってくる。それからターミナル・ビルディングは公園が直営いたします。ターミナル・ビルの中における利便施設と申しますか、食堂であるとか売店であるとかいうふうなものについては、これは民間に委託してやらせるという形になると思います。それから機能施設の中でも、整備施設、バンカーであるとかあるいはその他の整備用の施設でございますが、こういったものは場合によっては日本のナショナル・キャリアである日本航空にこれをつくつていただいで使つていただくということになるのではないかと思います。原則としては、機能施設は公園直営、利便施設はその事情によつて民間の方々に委託すると、こういう考え方でございます。

○阿部憲一君 その構内の施設によつて、民間の方々がいろいろな仕事をしたということの申し込みが殺到しているというふうな新聞記事を見ましたけれども、それについてきちんとした基準がありで進めになるおつもりだと思ひますけれども、とかくいろいろの紛議を起しやすき問題でございますので、総裁のこれに対するお考えを承りたいと思ひます。

○参考人(今井栄文君) おっしゃる通りに、空港ができませんと、空港の中でいろいろな仕事をされるということ、ある意味では制限的な独占事業にもなるというところで、いろいろな方々が希望されてくると思ひます。現にそういうふうな御希望が、私もまださういふものを審議する段階でもございせんし、御要望を承つておくというだけの範囲にとどめておまして、したがって将来さういふふうなものをどういう形で定めるかという点につきましては、これはまだ私の考え方でございしますが、何らかのやはり公平な客観的な

一つの委員会というふうなものをつくつて公正にきめていくべきではないかと、かように考えております。

それからなお、閣議決定の際にも強く政府が約束された空港における収入なりあるいはまた構内営業については、できるだけ地元を優先させるという一つの御指示が政府から与えられております。それに基づいて私も現在直接御指導申し上げておるのは、敷地内から離れて他に移された方々、それからまたすぐ周辺において非常に空港の生活上の犠牲を受けられる方々、それからまた空港の敷地内の方々が移された代替地を提供してくだつた方々、こういうふうな方々に対しては、積極的な営業あるいは就労の指導をいたしております。これは非常に私どもの見方では効果をあげておるのではないかと、かように考えます。

○阿部憲一君 先刻、建設資材の輸送等について手を打つて、きちんと計画どおり建設されるように承りましたけれども、この建設資材の量は非常に大きく大なりきつたもので、これは鉄道とかトラック等の輸送について非常な対策を十分に立てていかなければならぬかと思ひますが、これに関連して、特に新空港と都心との交通でですね。この連絡についていろいろと御計画があると思ひますけれども、この御計画案を簡単に御説明願ひたいことと、そしてそのいまの御計画案だけで大体十分だと、こういうふうにお考えかどうか、それも承りたいと思ひます。

○政府委員(手塚良成君) 建設省がいらっしゃると一番よろしいと思ひますが、私が概略申し上げますと、現在はいまだ道路を一応主に考えております。道路計画といつたしましては、首都高速七号線を通りまして、いわゆる京葉道路、これは一期、二期、三期とございしますが、この三期工事の、千葉の少し手前に宮野木というところがございします。その宮野木から成田の北のほうに上がつていく東関東自動車道というものを上げまして、それから空港専用線で空港へ入る、この一連を主

の道路と考へております。その中で東関東自動車道が全くの新しい道路をつくることになりまして、そこで用地の買収から始めまして、現在そのほとんどを、八、九割近く買収を完了して、目下建設にかかりつゝあるというふうになっております。で、これは大体空港供用開始にも一連は間に合ふ、かように私も見ております。ただこれができましたら、これでは将来の道路輸送需要に十分であるかということにつきましては、私も、私ども自体の考え方としては、そう長い先までは持たないんではないか。したがって、建設省で次の段階としてお考えになつておられる湾岸道路というのがございしますが、この湾岸道路をできるだけ早期に完成をさせていただきたい。この道路によつて同時に羽田と成田をつなぐことにもなるわけでございますので、これをできるだけ早く完成していただきたいということを考へております。

それ以外に、やはり飛行機が大型高速化してまいりますし、それから貨物輸送が非常にふえてくるというふうな見地で、陸上の大量輸送機関が必要ではないかと考へます。その最も適当なものと考えられますのは、やはり鉄道であらうと思ひます。で、これにつきましては、供用開始までには、いま具体的に工事の進められておるものとして、京成電鉄がいわゆる成田から新空港への乗り入れというところで、いま実際に用地買収をほとんど終つて、工事を、大体供用開始までに間に合うというふうなことを計画して進められております。で、国鉄自体でさらに現在の総武線を空港に乗り入れるという問題、あるいはわかれわかれとして最も望ましいものですが、新空港までの直通新幹線、こういうもの、あるいは新幹線にいたしまして、途中ある程度の停車駅を設けるというふうな式のもの等々ございしますが、こういう国鉄を主とした新幹線方式のものを何らかこれに設置していく必要があるんではないかということ、この問題では省内に一つの研究グループをいまつておまして、関係各局で鋭意話の詰めをやつておるといふ段階でございします。したが

まして将来の問題は、湾岸道路の問題、それから鉄道輸送の問題、こういうものをぜひとも完成していく必要がある、かように考へております。

○阿部憲一君 将来将来と言ひますが、現在入つていられるのですけれども、ジャンボジェット機とか、さらにSSTという非常に大型高速機がどんどんふえてくると思ひます。非常に空がふくそうするわけですが、現実にはホルルから東京までとにかく二時間、三時間というふうな短時間で来られるようになると思ひますが、今度は国際空港から東京までまたそれと同じような時間がかつたんでは、おそろしく効果を減殺してしまうことになると思います。特にいまお話の道路の完成は非常に大切なことじゃないかと思ひます。現に、お話をあつた羽田なども、当初は非常によかつたと思ひますが、最近ではむしろはつきり時間の計画を立てられないような、いつ込んで交通麻痺に遭遇しなければならぬかというふうな危惧を与えておりますから、こういうことのないようにひとつ十分に道路の整備についてはお考え願ひたい、かように実行していただきたいと思ひます。

いま、お話をあつた湾岸道路とか高速道路、これはいま建設省の方からられませんが、もし、いつごろ完成の御予定ですか、ちよつと……

○参考人(今井栄文君) 建設省の方からられませんが、先般衆議院の委員会におきまして建設省から御答弁のありました点を私から御紹介申し上げたいと思ひますが、実は私も一番懸念いたしておりましたのは京葉道路でございまして、特に京葉道路は、現在第一期区間と第三期区間がすでに工事を始めておられますが、第二期区間は従来どおり二車線ずつで、供用開始の当時もその状況でございまして、建設省当局も、京葉道路のそういう弱点が供用開始後早い時期に出てくるのではないかと、このことを心配しておるわけでありまして、湾岸道路そのものは、羽田から

千葉まで全体つくる場合には相当長期間、あるいは数年間かかるのではないか、いわゆる供用開始のころに間に合わないというふうなことでございまして、さしあたって、京葉の一番弱い二期区間について、その部分だけ湾岸道路をまず早期につくろうというのを御計画しておられるようで、私もその御答弁を聞いて非常に安心したのでございまして、京葉の一番弱い、現在と同じ二車線の部分だけの湾岸を早く、ここは確かに私記憶違いでなければ四十七年度中にはそれをつくり上げたい、こういうふうなお話でございまして、したがって三車線で来たものが、二期区間に三車線の部分に接続するというふうなことになるわけでございまして、そうなりますと、湾岸道路全体ができるまでの暫定的なつなぎとしては相当有効ではないかと、かように考える次第でございします。

○阿部憲一君 わかりました。いまお話を聞きましたように、京葉道路自体がまだ飛行場の器材も運ばれてない時点におきまして、非常にふくそうして、むしろ高速道路の中で一番能力の悪い道路とありますが、そんなことで、よけい私、道路の問題については心配するわけでございしますが、どうかひとつ湾岸道路の完成を促進して、そのような危機のないように、せつかく新飛行場ができて、そのメリットがあまりたいしたことない——旅客に願いたいと思ひます。

次に、財政の特別措置に關連する問題でございしますが、現在の成田市の年間財政規模はどのくらいですか。

○政府委員(長野士郎君) 成田市は現在人口が、四十三年の国勢調査によりますと、四万二千四百七十七人、百三十三万平方キロ、こういう市でございしますが、最近の決算の状況を見ますと、四十一年度は、歳入におきまして七億五千二百万円、歳出六億七千二百万円、歳入歳出差し引き八千万円、実質収支は七千百万円ということになっておりま

す。四十二年度も同じような、規模は少し上がっておりますが、歳入八億二千五百万円、歳出は七億六千七百万円、歳入歳出の差し引き五千八百万円でございます。実質収支は五千四百万円。四十三年度はさらに規模は上がっておりまして、歳入が十億五千七百万円、歳出九億五千九百万円、歳入歳出差し引き九千八百万円、実質収支は九千百万円ということになっておりまして、毎年いまのところ約十億ばかりの財政規模を持っておりまして、いま申し上げましたところでもおわかりいただけたと思ひますように、毎年五千万円ないし九千万円の実質黒字を出しております。で、積み立て金等も四十三年度末で五千二百万円持っております。いまのところは、まず非常に健全な財政運営をやっておりますという状況でございします。

○阿部憲一君 この法案の財政特別措置につきましては、通常の国の負担割合よりも高率の補助を規定しておりますけれども、それでも周辺地域の整備に於いて市町村の持ち出し財源は相当な額に達しておりますけれども、市町村の財政を圧迫することにならないかどうか。

○政府委員(長野士郎君) 個々の団体によつて受け持ちますところの事業が異なるわけでございしますけれども、まあ一番大きいのは、いま御指摘いたいただきました成田市が、一番大きい事業を分担するといひますか、実施するということに計画上も相なる予定でございします。で、一応いままで考えられております事業費からいたしますと、成田におきましては、この特別措置を講じましたも、その事業費の負担からいひまして、約三十三億円ばかりの負担といふものが出てくる、こういうことになりなすわけであります。したが、いま申し上げた、最盛期には相当な額になってくるというところは、これは御指摘のとおりでございします。その関係におきまして、これははっきりはわかりませんが、成田におきましては、大体最盛期には四億ないし五億に近い事業を執行していくということに相なるだろうと思ひます。その場合に成田市の負担分につきましては、まず地方債その他で措置がで

きますものは私どものほうでも措置をいたしまして、起償その他の措置を行ないまして、純粹の市負担といふものはなるべく軽減するように私ども努力をいたしたい。そういうことにはいたします。純粹の市負担といふものは、最盛期には大体二億程度にはなりはしないか。まあその程度でございします。非常に案ではございせんけれども、何とか消化をしていくことができるのではなからうかという見通しを現在持っております。

○阿部憲一君 この空港周辺の整備につきましては、当然その地域は非常な利益を受けるのだから、受益者負担の原則からいっても若干の住民の負担はやむを得ないだろうという考え方が一部にあるのですけれども、これは非常な誤りだと思ひます。その点お考えを伺ひたい。

○政府委員(長野士郎君) 御指摘になりますように、空港周辺の関連事業といふものの中に、いろいろ実は種類があるわけでございまして、たとえば、一番極端と申しますか、直接的なものは、たとえば空港を建設いたしましたために、資材の輸送の道路をつくるというふうなものがございします。こういうものはもう空港のためにつくるのでございしますから、これはもう空港、国、あるいは公団が全部負担する、これは当然のことだと思ひます。

それから次はや間接的なものもございします。たとえば現在空港の雨水等の処理というところで、広域下水という計画がありますが、これは元来千葉県もその地域の都市化の現状等を考えまして、広域下水を計画いたしております。これが両方が千葉県の計画を利用するというもので、いわば相乗りになつております。そういう場合には、これは空港に必要な広域下水事業について、空港の処理に必要なものにございまして、これは国が持つ。しかし、千葉県が元来周辺の市町村の都市化傾向に対応いたしまして、広域下水を考へておりました部分は県なり国が持つ、こういうことに相なるわけでありす。

それからさらには、地域開発道路というふうなものもございします。あるいはまた土地改良事業といふようなものもございしますが、こういうもののの中には多少空港の建設に關連をいたしまして、周辺地域の都市化なり、あるいは都市改造事業などもあるわけでございしますが、企業が進出したたりなどするといふようなことも考えながら、多少地域開発的な事業も関連事業として取り上げておるというふうなことになると思ひますが、そういうふうなものになりますと、やはり事業ごとに、いま申し上げましたように、事業の性質なり、地元との関連性なり、空港との関連性なり、あるいは地元との利益の關係なりといふものが異なっておりますから、そういう意味で、土地改良事業に對しましては、やはり土地改良を行なうといふことの直接の原因は、空港ができるということにございします。が、そこで通常の補助率よりも高い補助率をする。しかし、最終的には生産性の向上といふことも期待できるわけでございまして、国の利益にもなるわけでございまして、全く負担しないといふかっこうにはならない。その辺の具体的な処理につきましては、公団、県、市町村、土地改良区等いろいろな実際の扱ひは考へて、円満に事業が執行できるというようにして進めてまいりたいと思ひますけれども、そういう点では全く負担をしないといふかっこうには、これはならないんじゃないかと思ひます。

○原田立君 いま局長の御説明の中に、成田市では起償で三十三億円ぐらい負担するようになっておりますというお話がありまして、この前配付されてある資料によりますと、地元負担を伴う事業費は六百五十一億で、そのうち国が百七十三億である、県が二百九十二億である、市町村が五十六億である、こういうふうになつておりますが、地方公共団体の負担するのが合はせまして三百四十八億になりますけれども、これだけのものを地元負担でやる。先ほどからいろいろ説明もされておるし、今回の法律の趣旨も、地元負担をあまりかけないようにしていくというところで今回の法律が出ていふと思ひますが、いま申し上げるよ

うに、三百四十八億という高額の地元負担がある。成田市では先ほどのように三十三億の起債をする必要があることになる。この起債されたものは当然借金ですから、あとで返していかなければならない。元利償還するときにそれが地元の団体に重く負担としてのしかかるようなことがあつてはならない、かように考える。それで、地方債の元利補給について何か特別な考え等がすでにできているのかどうか、この点はいかがです。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど申し上げました三十三億と申しますのは、この特別措置を適用した後の、私どもが現在推計をしておりますところの成田市の負担分、地方負担分、全体の事業費としては、これは想定でありますけれども一応六十七億、その中で特例を適用したあとの成田市の負担分が三十三億、こういうことに相なるわけでありませう。そういうことになりましたが、その場合にも、いま申し上げますように、その地方負担の中でもやはり地方債をもって充当すべきものにつきましてもは充当をしていく、こういうことを考えております。

それからさらに、成田市は首都圏の財政援助法におきまして都市開発区域に該当をしております。関連事業がありましてそこでも大体一億程度の負担軽減がはかられるようになっております。それからあととは、いまのお話の地方債の充当後の負担をどうするかという問題がありますが、これらはその事業実施の状況に見合ひまして、言ってみれば、交付税なり起債等の措置をもちまして考えていきたい。と申しますのは、交付税におきましても、成田の事業に対してはやはり事業に見合った財源充当がある程度できることに相なります。そういうことを通じまして個々の団体の、もう特定の団体の問題でございまして、その団体とよく連絡いたしましたして、その実態にに応じて措置ができるものは私どものほうでも措置をいたしまして、そうして市の実際の行政の運営に支

障のないようにぜひいたしてまいりたい。もっと補助率を上げるべきであるという議論もあるかと思ひますけれども、これも他のいろいろな補助負担事業との関連においては、一応この財政の特別措置の制度は一番高いところにまで持つていってやるわけでございまして、まあやはりこの程度が限度ではなからうか。しかし、いま申し上げましたように、成田市の一番の最盛期にいろいろ充當いたしましたあとで、大体二億ぐらいの一般財源が必要になりはしないか。これが一番最盛期であるうと私も思つております。その当時は、先ほど申し上げましたように、決して楽な状況ではない。楽な状況ではないが、これをやりながらも、ほかの仕事を手をはたしてしまふことのない最低限度のことはやっていると申すことができない。それは具体的な状況に依りまして、また自治省としても考えられる措置はそのときに依りて考えていかなきゃならぬと思つております。

○原田立君 最初からまん中辺、何だか一生懸命説明なさつてゐるのによくわからないので、最後は適切な処置をするという結論のようで、それで、そこだけほんとは答えてもらえればいいんですけども、要するに、地元団体にそんなに負担をかけないでやるために、今回のその高額の補助をするということになってゐるわけなんです。その趣旨からいっても当然地方債で、起債でまかなつていかなきゃならないものはその事業について出てくるわけですから、それについて特別な措置を十分自治省は講ずるというふうに仰せになればいいんです。

○政府委員(長野士郎君) その事業の中で、先ほど申し上げましたように、空港の建設のために直接するものは国が全部持つというのがたてまえ、それから地方と国とが入れ合つて、あるいはまた事業の性質上地方団体が出資するというようなものについても、高率の補助をこしらへまして地方の負担軽減をする。それはやはりこういう国家的な事業を行ないまして、空港を短期間につくつていくということになりますと、地方として

も、元来しなやかな事業としても、一時に大量の事業を行なつていくという問題になります。それからまた大型空港をそういうところへ設置しますためのいわゆる環境の変化というふうなものがありますから、開発的な事業、成田の場合であれば土地改良事業でありますとか、あるいはニュータウンの建設とかという問題がありますけれども、こういうようなものになつてまいりますと、もちろんそういうものを実施したというところにつきまして高率補助というものを考えるというところでございしますが、同時に、それは成田市自身の将来の発展、振興ということにも大いに寄与するわけでございします。そういうものについては高率補助というかつこうでいつてゐる。それから、まあ中には上水道事業とか、そういうものには収益的な事業もある。そういうものはほとんど企業として起債措置でやつていくというものもございします。ですから、この事業の種類によりましていろいろ考へていかなきゃならないので、いま申し上げました成田市が全体として相当の額を負担しなかならないということになります。そういう意味で成田市自身の都市施設の整備、それから市の振興といふことも、開発といふものに役立つもの、こういうものの事業が相当多くなる、こういうことでございします。そこで、しかし、それにしても事業の緊急性といふものは空港に関連するわけでございしますから、自治省としましては起債なり交付税なりの措置を通じて、成田市の事業というものが十分実現をいくというところで、ぜひそのためには市の実態をよく調べまして、支障のないようにはこれはもう絶対にしていかなきゃならない、こう思つております。

○阿部憲一君 さつきお尋ねしましたように、どうもこの新飛行場ができる、新空港建設があるというところになりますと、どうしても道路が足りづばになり町が栄える、鉄道が敷かれるというふうないいはうの面がどうしても見られがちであつて、したがって、自治省のお考え、政府のお考えなども、住民も、だいたい町が発展し便利になつたじゃないか、こういうふうなお考えが強くある。それを懸念して御質問したわけなんですけれども、しかし、そういういい面の反対に、さつきからも触れましたような騒音というふうなもの、そのためにうちが引越して、立ちのき、それくらいならまだいいんですけれども、転職をやむなくされる。あるいは先祖伝来住みなれた土地を遠くへ行かなければならない。そういういろいろな被害を住民は受けておるわけでありますから、その点十分御考慮を願つて、住民負担の軽減というものを對しましては、本案の許す限りもつと格段の御配慮をぜひお願いしたい、こう思つてゐます。

時間も参りましたので、一言追加しておきたいんですけれども、シティ・ターミナルという構想はありですか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(手塚良成君) そういう構想は具体的にございまして、ある程度進捗をいたしております。先ほど来お話しのように、成田は、世界の現状の空港の中では最も都心と距離が遠いというところがございします。しかもまた道路の容量が、先ほど申しましたように非常にいまから窮屈だといふようなことが想定されます。そこで、やはりそういう面をカバーする一つの方策であると考えておるわけであります。たとえば、ここで荷物をすてにセッティンをしてしまふ、見送りの方々もここで一時お別れができるというふうなことになるれば、実際に飛行機に搭乗される方だけがその道路を通るというふうなことになるわけなんです。ジャンボあたりになりまして、やはり一度に大量のお客さんを輸送するといふ必要がありまふ。そういう方をそれからバスで輸送するといふことになりまして、そういうお客の搭乗等についての混乱も何かしき起る。いろいろな利点が考えられまして、現実のところ箱崎という場所、人形町のちよつと近くでございしますが、首都七号、六号の交差するところでございますが、こ

三、牙の質を強くする

一 小説の文壇のイデオロギイの

耳不聞外聲

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

在行

「何を言ふに足らぬ」と思ひて

見し三

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

7
3
U
—
J
C
T
F
Y
S

○竹王四郎君
どうも空想の富樫理事さんです

の集中露出のある時其に和の間に合ふたし

○ 一六五

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

ういう立場でこの仕事をお進めになるということになりまして、先ほど自治大臣が非常に細心の注意を払いながら仕事を進めているというふうにおっしゃられたのですが、私はどうもそのとおり受け取れない。具体的にことしの雨季はこの取香川あるいは高谷川ですか、そういうものに對して一体どういう処置をとるつもりなんですか。もう現実に、きょう芝山町の方が来られて、一部の耕地は埋められていると、はつきりおっしゃっているわけですね。どうもその辺がいまの御答弁では理解できません。また建設省の方もひとつその辺は一体どうなのか。ことしの雨季は、一体どういう対策をこれに對して、建設上ではありますけれども、やっているのか。どうもそういう空港の工事の進捗状況とからめて河川の進捗状況というものがあるように思っている。そういうことであれば私は困ると思うのです。もう一回御答弁をいただきます。

○参考人(高橋淳二君) どうも少し説明が足りないようでございまして、恐縮でございます。先ほど申しました北のほうの排水につきましては、かなりの貯水池を築はつくるわけでございまして、この容量をいたしまして、具体的に申しますと、このつゆどきまでに大体少なくとも四十万立米程度の能力のあるため池をつくるわけであります。それで、工事区域も大体これに流入するような範囲に限定して実施していくつもりでありますので、少なくとも土工などの手を加えます程度の区域の水は大体このため池に全部収容できる。こういう見通しを持っておるわけであります。それで、雨量にいたしまして、二百ミリ程度のものはもう十分に耐えられるわけでありまして、その点、先生の御心配のような、雨ごとに必ず下流にははんらんを起すというような心配はないものと、こういうふうに確信をしております。

○説明員(岡崎忠郎君) 空港に関連いたします水の流出あるいは土砂の流出につきましては、いまお話がございましたように、土砂並びに水の流れは抑止のため池をつくつてとめられるわけござ

いますので、ことしの出水期までにはその対策が講ぜられますので、ことしの出水期にはそれで対応できるということでございます。

それから根本名川全般につきましては、下流のほうから用地買収を進めておりまして、もう必要な用地面積の半分以上が四十四年度にできる予定でございまして、残りを四十五年度に続けてまいりますわけでありまして、取香川につきましては、かなりの川幅になりますと、現在の川幅より広がるために用地買収につきましてやや難航いたしておりますが、これも大体、県がよく地元の了解を得られるように努力いたしております。来年度出水期までには取香川の改修もでき上がって洪水の被害がないように手配をいたしております。

○竹田四郎君 前回から申し上げておりますように、こうすれば必ず洪水が起らないというならば洪水は起らないはずなんです。また新しく開発する地域におけるところの鉄砲水なんかないはずなんです。それが往々にしてある。ですから、そういう意味では、私は万全の対策というものをことしの雨季に對してはとるべきだと思ふわけですね。ことしの雨季といつてもあと数カ月しかないわけですね。これに對しては一体どういう対策をいま持っておられるのか。この点をやっぱある程度明確にしなければ、やはり地元の人としては安心はできない。いまの段階においてすら、あなた方が全然空港と関連して直そうとしておられない川について、すでに芝山町ではそういう被害が出ている。ですから、私はそういう点で、ことしの雨季に對する対策というものをかなり明確にいまのうちに立てておかなければ、これは地元の人には協力するわけはない。この点は建設省では何かお考えですか。それから空港のほうでもさらに何かお考えですか。

○参考人(今井栄文君) 先生の御懸念は、むしろ河川改修のおくれという問題に関連して、ことしの雨季を御心配になつておられると思ひます。河川改修については、先ほど建設省のお話のように、目下用地買収をやつて、今後、根本名川並び

に取香川についての改修を進めていくわけですが、ことしの雨季に間に合うかどうかという若干の懸念もございまして、私のほうとしては、先ほど高橋理事から詳しく御説明申し上げておるうちに、暫定的な貯水池を設けるといふことで、すでにその用地買収も貸借あるいは買上げという形で済んでおります。いま私も考えておりますのは、大体この空港の北部にあります谷津田の末端に当たりますが、そこで、さしたつては約十五町歩にわたる地域について、これが全部貯水池にそのまま使えるわけでございます。したがって、工事中の雨水というものはここに導入をいたしまして、現在すでに工事を発注いたしております。そこから滑走路を、地下をくぐりまして、取香川の手前の沈砂地、これもほとんどすべて用地を買収しております。沈砂地を設けて、そこできれいな水にして取香川の流量を調節しながら流すということ、少なくとも空港公園の工事の施行のために雨水で御迷惑をかけるというようなことは公園としては全然考えていない。それに對する措置をいまとっているわけでありま

す。

それから先生のおっしゃる芝山地区の排水の問題でございますけれども、これは実は数カ月前でございまして、非常に東京を中心として大きな雨が降つたわけでありまして、そのときに、まさしく芝山地区の、特に岩山の谷津田に一部が流出したことがございまして、これは私自身も実際行つてみたわけでございます。いまそこへ行つてみますと、もう仮の築堤をつくりまして、たいていの雨では流れないような施設を現に地元の方々と私どもの職員と一緒に相談してやっているような状況でございます。私もとしては、そういうものに對して地元にはなんとか御迷惑をかけないようにとつて、地元の方々と協力して万全の措置を講じていきたい。現にこういうふうな実際の工事を発注しております。貯水池の用地も確保してある。南側の芝山地区についてはすでに築堤の工事を始めています状況でございますので、ぜ

ひひとつ私どもを御信頼いただきたい、かように考えるわけでありまして、

○竹田四郎君 建設省のほうでは何か考えていないのですか。

○説明員(岡崎忠郎君) 取香川流域は、先生がおっしゃいましたように、従来はんらんがかなりあつたのでございまして、この点につきましては、この空港の問題と関連いたしまして、普通河川といった区域も旧河川の区域も取り入れられまして、改修の促進をはかるようにいたしております。

○竹田四郎君 改修の促進はきのうのお話で非常によくわかつて、御苦労されておるといふこともわかるのですが、ことしの雨季には何かそういう臨時の対策までいまのところ何も考えていらつしやらないのか、いるのか。ただ、改修の計画のお話は非常によくわかつています。そういうことしの雨季に對する問題というのはやはり大きな問題になってくるだろう、それに対する臨時の何か緊急的な措置というものを考えておられるのかどうか、この点ははつきりしておいていただきたい。

○説明員(岡崎忠郎君) 先ほど公団のほうからお話でございまして、空港の建設に関連いたしましては、流出量の増加なり土砂量の増加につきましては、空港周辺に抑止の施設をつくられて措置されるわけでございまして、具体的なたたいま用地買収の折衝をいたしておりますので、具体的な措置はし兼ねますけれども、県当局に、洪水時の警戒態勢を措置するように指示したいと思つております。

○竹田四郎君 ひとつ、そういう点で、特に建設中の河川のはんらんというものが非常に心配があるわけですから、これについて万全を期してもらつて、あとでそれについてとやかく話があるというふうなことがないように万全の対策をいまから立てておいていただきたいということをお願いしておきます。

それから農林省の方、けさお話をいただいたのですけれども、どうも騒音というものと農業経営という問題については、せつかく御説明をいただきましては、どうも私まだ完全にこれについては理解がでないし、空港周辺における農業改良というふうなものはたしてそのとおりいくかどうかという点については私非常に疑問を持っております。この点は、ひとつ今後もう少し研究をしていただきたい、こういうふうに思います。

農林省の方は、あとの点については私のほうから特別の質問がございませんで結構でございます。それから国税庁の方にお伺いしたいと思っておりますが、千葉県の開発公社が空港に用地を提供した農民といいますが、地主といいますが、こういう人たちに代替地を与えるということで三百ヘクタールの代替地を開発公社が買われた、そして総額大抵二十億の金が支払われたということでありまして、その分は正確にはおわかりになるかどうか、わかっていなくても、県が肩がわりをしてその分を納税された、こういうふうな私ども聞いておりますけれども、幾らぐらいいの関係を額はあります。

○説明員(長村輝彦君) 三百五十名の方が十三億五千万円の所得について、いまお話しした対象の關係で所得が出たということは伺っております。その性格がどうなるかという集計はちょっと——これらの分がすでに納税されているということは承知しております。

○竹田四郎君 財政局長に伺いますが、千葉県がそのために肩がわりをした額というのはお幾らですか。

○政府委員(長野士郎君) 肩がわりをいたしましたのは六千八百八十四万二千円とプラス五百二十万、これに對しやすところの約四百の利息の關係を加えまして七千七百八十七万一千円と、こういうことになっております。

○竹田四郎君 利息の何とか、四百幾らというのは四百万円ですか、どうなんですか。利息分です。

か。

○政府委員(長野士郎君) これは開発公社から最初貸し付けをしたということでございまして、開発公社は、一定の利子を支払う、貸し付け金でございまして、利子が必要だということになっておるようございまして、その貸し付け金に對する利息が三百九十八万二千円、こういうことになっておりまして、合計いたしました七千七百八十七万一千円。

○竹田四郎君 これは国税庁のほうに、お聞きしたほうがいいかもしれないのですが、この代替地の場合には、普通公共用地を買った場合には何らかの措置がございしますね。たとえば譲渡価格から千二百万円を引いてその四分の一とかいうような課税のしかたがございしますね。この代替地の場合にはあれですか、普通の売買と同じように二分の一に對して課税をしていく、こういう形で課税をされたのですか、どうなんですか。

○説明員(長村輝彦君) この買収が行なわれたのは昭和四十二年と記憶しておりますが、当時の時点におきましてはそれら対象地の買収について特別の控除の制度がございまして、特例としてございまして、買収をされてその代金でほかの土地を取得したというときに、その当初売った段階では課税をしたという、つまり金が入ってきたけれども、その金がほかの土地に変わったというところで、そこで譲渡所得の課税をしないという特例はございしました。しかし、土地を取得しない場合には、一般の例で譲渡所得でございまして、三十万円を引いて二分の一に對して課税をするというその意味では通常の譲渡所得と同じ課税が行なわれたわけでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、考え方はいいは課税のしかたから見ていきますと、普通ならば空港に土地を売ってその金で代替地を買う。それから公社のほうでは代替地を与えるために他人のから土地を買う、こういう形で進んでおるわけですか。いまおっしゃられるように、土地収用法の對象になるような土地の場合には、おそろくさうい

う控除の措置というものはいままでもあったらうと思ひます。代替地ですから、これはおそろくさうい措置はないだらうと思ひます。そうしますと、いまここで県が肩がわりをした分というものが七千七百八十一万円であるとして、これは当然その税金というものを肩がわりしてもらったわけですから、その人たちはさらにそれだけの所得があった、こういうふうな普通考えられるわけですから、代替地を出して税金を県で肩がわりをしてももらった人たちに對して、あとでその分に對しては課税をされましたか、されませんでしたか。

○説明員(長村輝彦君) 実は県が肩がわりをされたという話をわれわれは存じておりませんが、その分に對して課税をするというだけの資料の収集をまだ所轄の税務署ではいたしておりません。

○竹田四郎君 まあこういう場合にはよくあり得ると思うのです。こういう場合には普通国税局として課税されるのでしよう。この場合には、かなりこれは千葉県の県議會でも問題になったようでありまして、成田の税務署がそれに課税をしていないというの、何か特例がなければこれは普通は課税するはずだと思ひますけれども、それに對して課税をされておるかどうか、おわかりにならないというふうなことがどうも思ひますが、もし成田税務署がそういうことを知らないで課税をしていないということになりますと、私はこれはかなり問題があるのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○説明員(長村輝彦君) 所轄の税務署で前に県のほうから伺ったのは、その税額そのものであるかどうかは確認しておりますが、貸し付けをするというところで、その貸し付けの内容、返済等について照会をしていくことはあったようございします。貸し付けがその貸し付けでなくなつたというところの連絡がちょっと県との間でなされてないというのが現状のようございします。したがって、貸し付けでなくてその金が支給

されたのであれば、それは所得として課税されるということになると思ひます。

○竹田四郎君 非常に都合がいいと思ひます。○政府委員(長野士郎君) この貸し付けがなくなつた時期というものは税務署で察知することができなかった、なるべくそうしていただければ、これからの公共事業をやる上には非常に便利だと思ひます。金を払うということよりも代替地をほしいという要求のほうに実は多いわけですね。それを税金をどっかで払つてくれて、それに対してあと課税されないということになれば、私はいろいろの公共事業というものが非常に進めやすくなると思ひますが、自治省は、これは貸し付けということがなくなつたというふうなことはおわかりになりますか。

○政府委員(長野士郎君) 昨年の三月二十九日と四月二十二日に、さき申し上げましたように七千七百八十七万一千円を交付しておりますから、その交付金をもって提供者は開発公社に貸し付け金を返済した、こういうことになっております。

○竹田四郎君 どうも税務署とその辺が非常に私は連絡が十分でないというのか、そういうものには課税をしないというふうなことがなつたのか、その辺わかりませんが、わかれば課税をしませんか、しますか、どつちですか。

○説明員(長村輝彦君) 課税いたします。

○竹田四郎君 まあ課税をするということですから、今後この問題については、この点は一つになつていくということになるかと思ひますが、その七千七百八十七万一千円という金は、自治省は、これは昨年ですから、四十四年の三月二十九日と四月二十二日に、これは特別交付税でお払いになったのですか、特交でお払いになったのですか。

○政府委員(長野士郎君) その關係と特別交付税とは必ずしも直接關係は私はないと思ひます。千葉縣につきましては、いまの空港の建設はもろん公団が中心になってやるわけでございますけれども、県といたしましても、いろんな意味

での地元に対するいわゆる対策といいますが、そういうものが数多くあったわけでございます。営農対策等を中心にして、四十三年度においても県がいろいろ事業を実施しておりますが、これらの事業を実施しました空港関連におきまゝとこの事業についての財政負担というものは、自治省として特別交付税を算定する際に考慮をいたしました。

○竹田四郎君 そうしますと、千葉県に対して、四十三年度になりますか、特別交付税は総額で幾らお支払いになったわけですか。

○政府委員(長野士郎君) 四十三年度の特別交付税は四億一千万円でございます。

○竹田四郎君 四十三年度はまだあれは払っておられないのかもしれないですが、四十二年と四十三年度ですべての特交で支払われた分というのはそれぞれ幾らになりますか。

○政府委員(長野士郎君) 四十二年の千葉県に交付いたしました特別交付税の額につきましては、現在手持ちの資料ございませんので、あとですぐ御報告させていただきますと思います。

○竹田士郎君 特交の支払いに計算する場合の省令というのがございますけれども、地方団体に對して交付すべき昭和四十三年度の特別交付税の額の算定に関する省令の第二条によりますと、「各道府県に對して交付すべき特別交付税の額は、第一号及び第二号の額の合算額から第三号の額を控除した額に第四号の額を加えた額とする。」、こういうように書いてあります。あとから資料として、これが第一号は一体幾らになり、第二号は一体幾らになり、第三号は幾らになって、第四号は幾らになる、合計先ほど示された額ということになるだろうと思うのです。その算定の数字を各年度ともその額を示されてひとつお示しいただきたいと思うのであります。それをいただいでからさらに質問をしていくことにいたします。

を整理して御連絡することにしたと思います。
○委員長(山内一郎君) 暫時休憩いたします。
午後一時十八分休憩

午後二時十二分開会
○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。
休憩前に引き続き質疑を行います。

○加瀬完君 本論に入る前に若干伺いますが、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の第一条に「公共施設その他の施設」とありますが、「その他の施設」の中には騒音対策も入っておりますか。どなたでもいいです。

○政府委員(長野士郎君) 「その他の施設」には騒音対策も計画として入っております。

○加瀬完君 その騒音対策は施策の重点になっておりますか。

○政府委員(長野士郎君) 騒音対策につきましては、この法律にいますところの財政上の特別措置ではなくて、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律によって措置がされる、こういうことになっております。

○加瀬完君 千葉県知事が計画をつくることになつておりますが、千葉県知事の計画の中には、騒音地域の住民に對しての完全な防音対策あるいは騒音対策といふものがございいますか。

○政府委員(長野士郎君) 騒音対策の中で、学校でありますとか、保育所でありますとかいふものは、当然に入つてくるわけでございますが、ここでは「公共施設その他の施設」と申しますのは、いま申しました道路とか下水道とか、消防施設とかというような公共施設、あるいは小・中学校の整備というようなものが入るわけでございます。それからまた、団体の土地改良事業等も

入っておりますが、主として公共団体——土地改良区も含めて、公共的なそういう団体が事業の実施主体としての責任者であるものをこの中で取り上げておるわけでございます。一般のものは入っておりませんと思います。

○加瀬完君 騒音問題は運輸委員会でも詳しく申し述べますので、ここでは省きますが、空港に伴う最大の重点対策としては、騒音の問題を解決しなければどうにもならない。そこで地域住民の最大の関心は、いま申すとおり騒音の対策なんです。これをたな上げをしたままで周辺整備を考えると、いままでも、少しも住民の側からすれば、住民の立場で対策が立てられているという印象は受けられない。住民不在の周辺整備計画というところに大きい反感がむしろ現在助長されておる。こういう点を当局は御認識ですか。

もう一度申し上げますと、一番問題は騒音なんです。一般の住民の。学校は防音施設ができるだろうし、若干の保育所その他医療機関等は騒音対策の対象になりますけれども、一般の住家なり一般の住民の生活というものの對しての騒音の被害といふものに對しては、何にも補償もなければ対策もない。空港ができなければ非常に静穏な場所でありましたのに、空港ができるために非常に騒音地帯になる。生活が脅かされる。にもかかわらず、それらに對しては何にも対策がないということでは、どんなにまわりの道路をよくされたところで、あるいは河川改修が行なわれたところで、一番の被害が除去されなければ、住民の側に立つて対策が進められていくという感覚は浮かんてこないじゃありませんか。こういう点までこの法律は対象としたら、対策の内容としたりしてはおらないという認定をせざるを得ませんが、これはお認めいただかざるを得ないでしょうね。

○政府委員(長野士郎君) この法律は、先ほど申し上げましたとおり、国際空港の設置に伴いまして、それに関連をいたしました、周辺の地域におけるところの公共施設等についての計画的な整備を行なうということを中心にしております。

したがって、事業の実施主体が府県なり市町村なり、土地改良区等が行なうものを中心としておるわけでございます。その点では住民一般に對する騒音の關係につきましては、まあ土地改良等によりまして、いわゆる騒音地区に對する土地改良というような關係では入っておりますが、直接個々の民家、居住地の場所におけるところの騒音の問題についての事業というものは入っておりません。

○加瀬完君 御案内のように、地方自治法の目的には住民自治、住民福祉という大きな柱があるわけですね。その住民福祉ということから考えれば、住民の一番福祉を阻害する騒音対策をどう立てるかというのを、地方自治体の立場では当然第一に取上げなければならない問題でしよう。そういうものを全然取り上げないで、空港の反対派を緩和するような、あるいは賛成派をより賛成に盛り上げるような、そういう内容しかこれはないでしょう。議論になりますからそれからはやめますが、それではあらためて伺います。この法案は、成田空港の建設を一そう進捗させるために地元対策をねらつてつくられたものですか。これは大臣に伺います。

○国務大臣(秋田大助君) 御案内のとおり、国際空港の必要性のあることは、しかも新しい大きな国際空港の必要なのは、時代の要請でございます。この要請にこたえて成田新空港の建設は始まつたわけでありまして、その建設に付帯する地方自治体關係のいろいろの事業、これの遂行に便ならしめるように財政的措置を講ずるということを中心として、ただいま議せられておる法案が提出されたわけでありまして、同時に、それは地方住民の方々の納得を得るものでなければなりませんので、その波及効果のあることを期待しながら、この法案が提案されたものと考えております。

○加瀬完君 どういう国策であらうとも、どういふ国家的な必要であらうとも、だからといって個人の生活権なり、あるいはそれぞれの営業権なり、そういった基本的人権が侵害されていいとい

うことはあり得ないわけですね。運輸省がこうい
う計画を立てるということは、空港をつくりたい
からやむを得ないということにも解釈できないわ
けではありませんが、住民の福祉を守るといふ立
場の自治省が、一番住民の福祉を阻害している騒
音対策などは全然考えないで、道路を直すわ、あ
るいは飛行場に通ずる資材の輸送道路をつくるわ
といったようなことを幾らやったら、それが地
方自治法本来の、あなたの方のやらなければなら
ない、進めなければならぬ仕事という解釈はでき
ないでしょう。

あらためて伺いますが、それでは、農地を取り
上げられる農民に対して、騒音被害を受ける住民
に対して、これはあとのほうはゼロだということ
がわかった。じゃ前のほうの、農地を取り上げられ
る農民に対して、いままでどういう対策が明らか
にされておりますか。あるいは営業権が変更され
て売り上げが非常に少なくなったという階層に対
してどういふ対策がいままでとられましたか。こ
れは自治省だけではなくて、運輸省も含めて、国
としての対策が具体的にありましたか。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま申し上げま
したとおり、財政的な援助というところにこの法
案の主眼がございまして、同時に、加瀬先生お説の
とおり、地方住民の個人的な権利、これを侵害し
てかまわないのだという理屈はもちろんございま
せんし、地方住民の福祉の向上を念頭に置いてい
かなければならない自治省として、その点何らの
配慮がないということであつてはならないと思ひ
ます。

そこでお示しの騒音でございます。確かにその
点について記述がここにはないことは確かござい
ます。しかし、この問題はわれわれが考えていな
いわけじゃございません。政府としてですね。非
常に航空機による騒音というものは、ことに空港の
周辺における騒音というものは、一つの公害とし
て、世界的な問題であり、かつ時代的な問題でござ
いまして、公害対策につきましても、解決にお
いてはまことにまだ流動的な性格を確かに持つ

ておると思ひます。われわれは、この点十分配慮
をしなければならぬのでありまして、ひとり騒
音のみならず、水質の問題、大気汚染の問題等、
自治省の分野において——話が少しずれた感じが
ございまして、十分今後厚生省とともに検討して
いかなければならぬのでありまして、ただいま
加瀬先生お示しの問題も、その大きな問題の一つ
であることをわれわれはよく認識いたしております
す。したがって、これは今後大いに対策を前向き
に検討するということで御了承を願いたいと思ひ
ます。農民の方々の農地が取られたあとにおいて
は代替地等もいろいろ検討いたしておりますので
ございまして、騒音の点につきましても、加瀬先
生御指摘のとおり問題が残っておりますことをよく
自覚いたしております。それについては前向きに
さらに検討し、ひとつ先生方の御協力を得て解決
を少しでもしていき、こういう誠意は持つており
ます。

○加瀬完君 あらためて大臣になられた秋田さん
にいろいろ責任を問うことは、私も少し遠慮をい
たします。当面の責任者でございまして公団の
総裁に伺ひますが、いま現地に反対はないと御
認定になりますか。反対がありとすればどうい
う点に一番の不満があると御認定ですか。

○参考人(今井栄文君) 現地に反対は現在ござい
ます。どういふ理由で反対しておられるかとい
う点については、大きく分けると、現地の方々につ
いては二つあると思ひます。敷地の中で現在反対
しておられる方々は、やはり祖先伝来の農地、あ
るいは住んだところを離れたくないというお気持
ち、それからまた、長い間開拓して、ようやく開
墾した土地を手放すのは忍びない、というお気持
ち、こういうふうなお気持ちで非常に強いんじや
ないか。それからもう一つは、特に空港の周辺、
滑走路の南側にある芝山町中心でございまして、
でも、騒音に対する不安感、これが反対の強い理
由になつておるように思ひます。

○加瀬完君 自治大臣にはお忙しいところをお出
ましのたいて恐縮ですが、現地の御認識をいた

だくために、直接自治大臣には関係のないこと
ですが、若干ここでお聞き取りをいたしたい問題
がございまして。

反対の根強い一つの理由は、政府は法律を守つ
ていないじゃないかという不信感が非常に強い。
と申しますのは、以下法制局に伺ひますが、航空
法三十九条の確実なる取得というのがございま
すが、確実なる取得ができないところに空港を建設
することは認可してはならないということになつ
ておるわけでございますが、確実なる取得とい
うのはどういふことですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 確実なる取得といふこ
とばの解釈でございますが、この点につきましても
は、四十一年の当委員会において、加瀬先生からい
ろいろ詳細に御質問がございまして、それに対して
私どものほうの当時の第四部長が御答弁申し上げ
て、さらに、四十一年のやはり参議院の予算委員
会で、補足的に私のほうの長官が御説明申し上げ
たことを結局繰り返して申し上げる以外にない
と思ひますが、かいつまんで申し上げますと、結
局、確実なる取得といふことがどういふ趣旨である
かという問題を考えます場合には、やはり一応ある
時点における見込みであるということになる
と思ひます。その場合、見込みではあるけれど
も、それが確実でなければいけない、こういうこ
とになるのですが、その確実に取得することがで
きるかどうかといふことになりまして、やはり法
的な手段の有無とか、あるいは、そういう法的な
手段を行使することによる目的達成の可能性の問
題、そういうような観点から、結局確実であるかど
うかといふことに關係をして問題になると思ひ
ます。まあ通常の場合には法的な手段としては契
約といふものがあるわけでございます。また、も
のによつては土地収用法の規定による収用とい
ふようなことがあり得るわけでありまして、それら
を勘案しまして、結局契約の場合だけに限つて申し
上げれば、契約の締結者が絶対に契約を締結しな
いと、そういう意思を明確に表示している、これ
は、こういう場合には確実でないということにな

らうかと思ひます。ただ、土地収用法の収用の規
定ということになると、またそこはおのずから要
件がございまして、結局その要件に合うか合わない
か、そういうことがいまの確実に取得すること
ができるかどうかといふ問題に返つてくるのでは
ないかと思ひます。

○加瀬完君 そういふようにはお答えになりませ
んでした。長官も第四部長も。私はこういうふ
うに伺つたはずで。確実という用語は、法律の
中でほかどこにございまして、さうしましたら、
会社更生法の二百十八条、国有財産特別措置
法十一條に確実といふことばがあります。それで
は土地改良法なり区画整理法の中に、区画整理あ
るいは土地改良の場合は三分の二以上の賛成を要
するところけれども、さうすると三分の一の反対
があれば土地改良ができないことになる。その三
分の一と確実といふことは、どつちが何といま
しょうか、高いのかと聞きまして、確実とい
うのは一〇〇%の期待権だと、こういう問答があつ
たわけ。それで、収用法を適用するにしても、
も、少なくとも三分の一前後の反対があるような場
合は、これは確実に取得するに困難な状態にある
のだから、収用法を適用云々といふことにはい
ないんじゃないか、確実に取得する見込みが立た
ないという解釈が成り立つのじゃないかとい
ふ。三分の一という数字にこだわられては困
るけれども、そういう場合は、三分の一前後の反
対があれば確実に取得するとは認められないで
しょうというお話があつた。そこでさらに、反対
の数は面積ですか人数ですかと言ひましたら、そ
れは人間の員数ですといふことになつた。ところが
人間の員数からすれば三分の一どころの反対で
はない。この地域は。したがって確実に取得する見
込みといふものは立たないという解釈が成り立つ
のだけれども、しかるにかかわらず、政府はこれ
を認可している、おかしいじゃないか、こうい
う疑問を私も持ちますし地元の人たちも持つてお
るわけ。そこで、この公団発足のときに一部
航空法が改正をされ、位置などは政令にゆだね

というきめ方をされたわけです。内閣が政令をもって位置を定める以上は、その政令をもって定める位置については確実に取得できないような事態は起こらない、すなわち公団の事業に差しつかえることはあり得ないという前提がなければならぬわけですね。これは航空局長お認めになりますか。

○政府委員(手塚良成君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 位置をきめれば空港が直ちにできるという保証はどこにもないわけですね。しかし、この成田区域を選定した過程においては、確実に空港ができますよという、確実に土地を取得できる条件の調査というものは行なわれましたか、航空局長。

○政府委員(手塚良成君) 要するに反対がどの程度であるかということになるかと思いますが、この反対者というものが、数の上で一定の反対者というだけでは、実質的な反対かどうかという判断にはならない。その反対の中身、質というものが、ことが十分見きわめられなければならないだろう。こういうような実質的な判断というものが必要ではなからうか。このような実質的な判断を行なっても、なおかつ先生いまおっしゃいましたような三分の一以上の反対があると、こういうような場合には、この指定あるいは土地取得の確実さというものに問題があるか、こういうことであらうと思います。

で、当時の実情から申しますと、そういう点については、現地におきます知事あるいは市長、そういう方々との御協議の結果におきましては、それはどの問題ではない。知事等におかれましては、十分こういうものに協力して実施が可能であると、こういうような御判断があり、私どももそういう内容を信用いたしまして進めてまいったわけでございます。

○加瀬完君 私の聞いたことはそういうことではなくて、当時の栃内航空局長も答えておりますように、航空法を改正されても、政令のいかににか

かわらず三十九条五号の精神というものは尊重するべきである、したがって行政的に事前にその区域に当たる市町村の実情調査をして、確実に取得できるかどうかという検討は行政措置として行なわれるべきだという御答弁があった。そういう行政措置が行なわれておったかどうかということなんです。もつと率直に言うならば、おまえのところへ空港を持っていくのだけれども、大体賛成が多いですか、反対はありませんかという事前調査が行なわれたかどうかということなんです、私が先ほど伺ったのは。

それから、いま局長さんのおっしゃることについては、私はもう一つこれは法制局に疑問をただして見たい。実質反対が幾らかということを見て確かかどうかということを検討すると言いましたけれども、区画整理をやるときに、三分の一以上反対があつて困る、こういうときは賛成者の土地を分筆して、賛成者をふやして、賛成者を三分の二以上にして許可をとっている例が往々にしてあるわけですね。これは違法ですか。

○政府委員(角田礼次郎君) いまお尋ねになつておる問題は、私専門家でございます。最初のこととお答えはいたすことができます。最初のほうの問題に対するお答えはよろしゅうございすか。——いまの問題はちよつとすぐにはお答えいたしかねます。

○加瀬完君 通例認められておりますよね。とにかく、どういふ経緯があるかとも、形式上賛成者が多ければ、区画整理法でも土地改良法でも、これは賛成者多数として、これを区画として認定いたしますよ。それならば、どういふ形であらうかと反対者が多ければ、かりに問題になつていふ一坪運動のような地主がたぐさん入つても、おまえは一坪だから百分の一しか権利がないということはない。一坪を百人で共有しようとも、やはり地権者であることには変わりはない。そうでしょ。一反歩以上のものではなければ、地権者として扱わないとか、一坪のものはだめだという、こういう区別は、この法律の上にはないでしょう。一

坪であらうとも、明確には何坪だかわからないような共有地の所有者であらうとも、これは地権者であることには変わりはないでしょう。この点はどうですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 先ほどの御質問と総合してお答えすることをお許し願いたいと思ひますが、当時田中四部長と、先ほど先生が言われましたように、三分の一とか、あるいは一〇〇%とか、それから土地区画整理法の話が出たことは、いまおっしゃつたとおりだと思ひます。ただ、そのときにもこういうふうに申し上げたはずであります。私、ここに速記録を持っておきますけれども、反対者の数が多量というところは、そのこと自体がもつて確定かどうかということには直接結びつかなくても、土地収用法の適用にあたつてはいろいろ要件がございす。土地の利用が合理的でなければいかぬとか、いろいろ要件がございす。その反対されておられる方が、反対の理由はいろいろあると思ひますが、そういう理由の実質というものが、やはり土地収用法の上からいって要件として認められないような、土地収用がだめなような場合、そういう場合は確かに確定でないというようなことを予算委員会が答弁しておりました。

それから田中四部長は、その当時は実はこれは土地収用などということ、何といひますか、そういう強行手段の話のほうには実はいかなかつた。運輸委員会のお話では、もつぱら契約によつて説得をする、お互い話し合ひでやつていくということが中心になつておりましたもので、うなことを——足りないといひますか、三分の一のものが反対するような場合は、それは確かに確定でないかもしれないというように話を話したんだらうと思ひます。

それからもう一つつけ加えておきたいと思ひますが、数量的に、人数であるとか面積であるとかいうようなことについては、はっきり人数であるというようなことはなくて、むしろ区画整理法

だとか土地収用法は確かに権利者の人数をはつきり法律の上に書いてある。しかし、この航空法の上では、むしろそういうことは要素にはなと思ひますが、文言のほうでは確実に取得ができるかどうかというふうに書いてありますから、必ずしも人数、面積でもないというふうに答えたように私は記憶しております。

○加瀬完君 おかしいです。前後の説明があつたはずですね。人数でない、人数であるとも書いてないといふことであれば、面積であるとも書いてないわけですね。要は——こういうことを繰り返すと時間をとりますから先へ進みたいとは思ひますが、念のために申し上げますが、要は、三分の二以上の賛成として強い。それは収用法をかけたば一〇〇%とれるといふことを前提として確定といふことばが使われてはならない、常識的に考へて。区画整理だつてそれなら収用法をかけたば全部とれますよ。しかし、三分の一の反対といふもので押えたのは、三分の一も反対のあるところから収用法なんかをかけて強制収用をすべきじゃないという法の精神なんですね。それよりも強い確定といふことばであるなら、なおさら一〇〇%、売るか貸すか、いづれにしても権利を移譲をするという期待権が前提としてなければならぬといふ、これは法の精神でしょう。しかも、そのときに前後に問答があつた。収用法をかけたばといふことがありましたけれども、それならば三分の一も反対のあるところから収用法が通常——形式的にはかけられますけれども、慣例としてそういうかけ方をしておりますかと、こういう質問を私はしたはずですよ。それに対しては、文言上の形式論をいつてゐるわけで、そういう場合はそれだけの事情によつてまた違ふでしょうといふ、あいまでございしましたが、収用法をかけて確定に取得すればいいという文言であるといふ話ではなかつた。話はそういうことであつたわけですね。ところが現実にはいづれにしても、確実に確定でないかという、市町村に対して事前調査が十分行

なわけて、現実性の確認がされなければならぬ。そのに、そういう作業というものは完全に行なわれておらない。富里をやめた、それじゃこちらのほうが反対がないからこちらのほうへ移しましょう。けっこうでしようというところで知事は変えた。極端にいえば、そこを候補にしますからもう一ぺん調べてください、それで千葉県で調べましょう、そういう行政措置というのは行なわれておらない。したがって、時間が限られておられますから次へ進みますが、三十九条の精神は尊重されなければならないと言った当時の局長の説明は、確実に守られておらないと、守られておらないということもあるけれども、当時の局長の説明のような十分な扱いといえますか、手当てはしておらないということ、これは認めざるを得ないだろうと思う。この点はいかがです。

○政府委員(手塚良成君) 地元におきまして反対の調査、この調査のやり方につきましては、もちろん当時といたしましては、いろいろ考えられますやり方があったと思うのです。その際には一番重視して考えられましたのは、先ほどもちょっと触れましたように、やはり地元の代表者であるところの知事あるいは市長、あるいは町村長という方々の御意見を重視をした。この方々が成田以前にきめられ、内定をいたしました富里の場合には、すべて反対ということであり、富里村あるいは八街町というところでは、議会がまた反対決議をされる、こういう状態であったわけですが、成田につきましては、申し上げましたように、地元の市長がそれぞれ賛成ということであったので、これを第一義的に考えて確実に取得をした、こういうことになったと考えられます。

○加瀬完君 改正前の航空法は、一応予定地を公示をして、住民に十分ことが飛行場の敷地になるという認識を与えて賛否を問うという手続が踏まれるという状態であった。そういう手続を今度踏まれておらなかった。地元の富里においては反対決議などして圧倒的に反対であったが、こは賛成であったというけれども、最初の芝山町の議会

では圧倒的多数で反対決議をしたわけです。その後内容の説明はいたしません、変わってきたわけです。賛成が反対かということではなくて、お宅の市町村のこの区域が飛行場になりますよという公示をして、それぞれ住民の賛否を明らかに聞き取るという手続が行なわれておらなかったのじゃないかと、私がいま申し上げたようなことは行なわれておりません。

○政府委員(手塚良成君) これは新空港の位置をきめずにあたっての手続は、従前の航空法とやや違っておりまして、いま先生の御指摘のような点はなされておられません。

○加瀬完君 今度は、位置をきめれば、それであるとはその位置についての工事認可を受けるという手続になっておるわけですが、改正されたとして、しかし改正前のように、私がさっき述べたような手続は、行政的に必ず踏みますというお答えがあったけれども、それは踏まれておらなかった。これは御確認をいただきます。そこで、確実に取得というところでございますが、空港決定以来、いまもって確実に取得できない状態を、確実に取得と認められますか。満三カ年経過している。しかも、確実に取得の見込みがさっぱり立たない。こういう状態でありまして、地元は、政府が法を確実に守っていないという不信感が強いわけですが、これは訴訟になっても提示されておるわけですが、認可条件に違っているんじゃないかと、いうことが提示されております。こういう点に不信感があるということは、これは運輸省なり公団の總裁なり、法律を政府が守っておらないんだという不信感があるわけなんです。そういうことは御認識でございませうか。

○政府委員(手塚良成君) 手続なり、反対の内容なりは、ただいま申し上げるようなこととの関連におきまして、当時として考えられたわけだと思ふんです。ただ、確実に取得の見込みかどうかという点につきましては、ただいまも現状、まあ結果から判断することになるかもしれませんが、全部の土地の面積につきまして、約八四%の取得を

終わり、第一期工事において九四%の取得を終わっておる。これは面積からの話でございませうが、大体人の割合についても同様だと思います。そういうことで、あと残りました皆さん方に対しては、いろいろ前々からお話がありますように、公共事業としては異例の地元対策というものが閣議決定をされました。この内容について忠実に実行をしていくと、そうして現在反対の皆さんについても、従来の賛成された皆さんと同様な扱いをし、または説得を重ね御協力をお願いする。こういうことをじみちに根気よく果たしていくことによつて、皆さんの御協力を得なければならぬ、また得られるであろうと、こういうふうな考え方でございませう。

○加瀬完君 その点はよくわかりました。じみちに根気よくこれからの反対派の説得をしなれば、確実に取得はできないという現状にある、こういうことですね。

そこで、法制局に伺いますが、現状では確実に取得にはなっていないということは、これはいま御説明のとおり別の点ですが、同じく航空法の三十九条の二には、「当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること」というのが、飛行場申請の審査要件でございませう。したがって、著しく他人の利益を害するようになるところには空港設置というものを認可しないと、これは逆に読み取れるわけでありませう。これは読み取り方はそれでよろしいのでございませう。

○政府委員(角田礼次郎君) ことばとしては、そのとおりでございませう。

○加瀬完君 ことばとしては、内容としてはどうですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 私、具体的な内容存じておりませんが、たいへん失礼なことを申し上げたようですが、おっしゃるとおりです。

の利益を著しく害するというのは、どういうことですか。

○政府委員(角田礼次郎君) これも非常に認可基準として、この場合、三十九条は直接は許可基準ですが、許可基準として書いてある規定は非常に抽象的といえますか、ある意味では多義的、具体的な場合に、たとえばそれぞれ適当な判断といえますか、適切な判断がされるべきだと思います。したがって、条文の上からいいますと、結局書いてあることをもう一度繰り返すことになるかと思ひますが。

○加瀬完君 それでは具体的に聞きます。耕作地が全部なくなる、あるいは耕作作物がなれないものに変更されて、たとえば、いままでスイカをつくっておったけれども、今度は水稲をつくるというふうなことになる、収入が激減すると予想されるような場合は、利益を著しく害されるということにはならないのか。

○政府委員(角田礼次郎君) そこで、先ほど実は実態についての判断というのはよくわかりませんということ、それから具体的な場合とを申し上げたわけですが、いまの御質問に対して、四十年に同じような御質問を受けて、私のほうの第四部長が答えたいとおることを結局繰り返すことになるかと思ひます。御指摘のような具体的な場合には、著しく利益が侵害される場合もありましようし、また通常の侵害にとどまる場合もありましようと思ひます。それから土地を手に入れること自体が著しく侵害することになるかということも、これも直には、なる場合もあるし、あるいはならない場合もあるだろうと思ひます。

○加瀬完君 これは自治大臣に伺いますが、いままでの耕作地が全然なくなつて路頭に迷う、あるいは急に営業状態を変えられて売り上げが少なくなつて、生活の困窮を来たすというふうな状態は、著しく利益を侵害されたということに常識的に考えるのがよろしいのじゃないでしょうか、いかがですか。

○政府委員(角田礼次郎君) なかなか単純なお答

えは……。

○加瀬完君 単純に答えていただいたほうがいいんです。

○政府委員(角田礼次郎君) この場合問題があるかと思ひます。一応御表現の範囲内においては、著しく云々という場合に当たると思ひますが、やはり総合的に判断するべき問題があるかと存じます。

○加瀬完君 けっこうです、適当に判断していただいて。

公団総裁に伺いますが、現状においての対策では——あとで質問をいたしますが、たとえば三里塚の商店街の売り上げが著しく減っているということであれば、これはやはり利益を侵害をしている。あるいはどこにも代替地がなく、印旛沼の米作地帯に移すということであれば、これはやはり利益の侵害ということになる。あなた方がそういうふうにおやりになっているということじゃないんです。もしそうであれば、そういう対策というものは著しく利益の侵害になるとお認めいただけますか。

○参考人(今井栄文君) 私も法律の内容を詳しく存じませんが、いま言った空港敷地として取り上げることが、敷地の中の人々の利益を著しく侵害する、こういうことであるならば、三里塚の商店街は実は敷地の外にございまして、三里塚の方々に對してのわれわれの考え方というものは別の角度から、たとえば御料牧場が移った、あるいは敷地内の方々が代替地に移ったという、その購買力の資料づくりに、われわれがどういふふうにしてお手助けできるかという問題ではないかと思ひます。それから敷地の中の方々に、印旛の干拓地のほうへ行かれる方が相当数ございしますけれども、これは私どもの所管ではないのでございしますけれども、県のほうで希望者をつくり、その希望者の資格基準に該当する方々にお分けするということで、希望したけれどもいただけなかったというものも実はあったのでございまして、したがって、これがはたして利益の侵害にな

るかならないかという点は、はっきり私どもとしては申し上げられないということとでございします。

○加瀬完君 前もってお断りしておいたわけですが、あなたの方のやっていることがどうこういうことでなくて、たとえば三里塚でなくてもいいですよ。営業権が阻害されて収入が減つて生活に困窮を来たす、あるいは営業状態が変えられて収入が減つた、あるいは営業状態が非常に困難になったということであれば、これは著しく利益を侵害されたということになるのではないかと。抽象論をいま申し上げている。そういう場合はどうです。

○参考人(今井栄文君) その場合に、先生も具体的に営業を敷地内でやっておられる例をお引きになつての御質問でございしますけれども、この付近住民の利益という意味が、一体個々具体的に一人一人全部の利益を害してはいけないうのかどうか。あるいは全体として利益を害してはいけないうのかというふうな意味で、これはむしろ純粋な法律論の問題になるのではないかと思ひます。

○加瀬完君 それは個人の利益ですよ。全体の利益なんというのではないですよ。それは政治的な判断、行政的な判断で、全体の利益を個人の利益に優先させようというところは考えられますけれども、法律で言う利益というのはそれぞれ個人の利益ですよ。そこで、第四十八国会で、飛行場というものがきつて重要なものでありますので、その方面から見た審査をすること、それから地元住民への影響もございしますので、そういう利害関係者への波及があまり大きくならないようにという、そういうことを目的として、三十八条の三項及び三十九条が定められておりますと、法制局の当時の田中第四部長がお答えになつておりますが、この見解はこのとおりです。

○政府委員(角田礼次郎君) そのとおりでございします。

○加瀬完君 そうすると、航空法は、空港敷地に関係のある権利者の保護というものが相当目的と

して盛り込まれておると考えてよろしゅうございしますね。航空局長に伺います。

○政府委員(手塚良成君) そのとおりでございします。

○加瀬完君 そうすると地元住民の意思というものを相当くんでやるべきこれは筋合いのものですね。そういうことでこういう規定があると考えていいわけですが、住民の意思は十分聞かれて位置が決定されておらないことは、先ほど申し上げたとおりであります。政府の判断でこれはきめられた。そこで、住民の間には、いま自分たちの権利が十分国によつて、果によつて保護されているという納得はないのです。いい悪いじゃない。住民がその権利を保護されているという納得はしていません。こういう現状にあることはお認めになりますか、納得していると思ひますか。納得しているならみんな賛成する。反対者が残つていてのこととは、住民の中には十分まだ国の施策に納得しておらない、自分たちの意思は取り上げられておらないという意思なり感情なりがあることは、これは認めるを得ないでしよう。いかがです。

○政府委員(手塚良成君) ただいまのところ、全体の方々の御賛同を得るに至つてない。一部の方々が反対しておられる。取用法を適用するという事態になつておられるわけですから、そういう方々がやはり全面的に御納得がいかれていないということとは、その限りにおいては事実だと思ひます。

○加瀬完君 自治相に國務大臣としてお答えをいたしてもけっこうですが、この住民の権利の保護は国の責任で行なわれるべきものであると考へてよろしゅうございします。いま申し上げましたように、個々に住民が国の施策に對して非常に不満を持つ、あるいは自分の意思がよいくみ入られれておらない、理解をされておらないという一群がある。この考え方がいい悪いじゃなくて、少なくとも住民の権利は国の責任で保護をすべきものだと、保護されるべきものだと考えてよろしゅうございします。

○國務大臣(秋田大助君) 一般論としてさうでございします。

○加瀬完君 そこで、昭和四十一年の七月に、「新東京国際空港の位置決定に伴う地元対策について」という閣議決定がございします。この中には「営農を継続する意思のある農民に對しては、国は県の協力を得て、移転先等につき申出者の希望を尊重して所要の代替地を用意し、営農が円滑に行なえるよう資金及び技術等の援助をする。」と定められております。

○政府委員(手塚良成君) きめられております。○加瀬完君 それでは、現状のまま営農を続けたという者にはどういふ処遇を与えましたか。問題は、移る意思のない者に移つてもらふ対策が現在においては最重要でしよう。地元住民対策に県の協力を得ることを条件にしておりますけれども、それ以上に住民の意思をまずもつて聞く態度がいままでありませんか。

○参考人(今井栄文君) これは公団発足後の問題でございします。私からお答えしたいと思ひますが、地元住民の意思を聞くと、ただいまの先生の引用になつた閣議決定の地元対策でございしますけれども、まあ私も私としては、県知事が地元の方々の意見を聞くという措置はとつたと思ひます。というのは、御承知のように、敷地内住民のほとんど大多数が部落対策協議会、それから成田空港地権者会という二つの大きな条件派を形成いたしました。これらの方々、私も私ももちろんでございしますけれども、知事も十分接触をいたしておつたわけではございします。私自身も実際問題として申しわけないと思ひますけれども、反対派の方々と十分な話し合いをする機会がなかなか得られなかつたという点もございまして、いろいろPR資料等もお送りいたしました。なかなかお手元まで届かないというふうなことで、意思の疎通を欠いた面が今日までであると思ひますが、この点については深く反省もいたしております。それからまた、今後とも極力その面の改善を行なわなければならないと思ひますが、知事が地元の

方々の意見を聞いて代替地も用意しておる点については、まさに知事はその点では非常に努力をいたしたと私は思っております。

○加瀬完君 形式的にはそれでしようね。そこで、これは国務大臣に御認識をいただきたいのでございませうが、反対派の農業意識と賛成派の農業意識は違ふのですよね。結果から申し上げますと、確かに代替地を県がつくりました。そうすると賛成派は、農地としていいところをくれとは言いませんね。道路沿いがいいと、あとで転売するときに高いところがいいと、路線価方式ではありませんが、いわゆる宅地としての価値の高いものを求めていきますね。したがって、そういう賛成派に対する代替地は、地味が悪かろうが、それは二の次で、とにかく便利なおとこであればいいと、現状行なわれているように、耕作にたえられなくて、細い竹しか生えておらなかつたような竹やぶを伐採し、整地をしたところでも文句はないわけですね。ところが、農業を続けたいといういわゆる反対派の人たちの土地というものは、私は富里のときにも申し上げたんですけれども、富里の畑は違ふのですよ。私どもの村には草の種はありまじやうと、百姓たちはこういうことばで申しました。草の種のない畑と竹やぶと面積で交換をしるうと言つたつて、これは好意を持って受けられますか。そういうやり方をいままでも千葉県がなさつておつた。率直に私は知事にもこの間申し上げたんです。先祖伝来、何百年も耕してきた一等地と、見向きもされなかつた、開墾の者すらも入らなかつたような土地をおまえらの代替地だと言つたつて、私たちの農業については国は補償をいたします、公団は補償をいたしております、県は心配をしてくれませうという判断がつきま

ますよ。努力は認めますけれども、農民の側から、反対派の側から、賛成反対はとにかくも、あれはわれわれと同等の農地だよという感じを持たせるような代替地というものがいまだ一坪も与えられておらなかつた。この現実、これはお認めになられるでしょうね、そのとおりです。

○参考人(今井栄文君) 私は、先生のおっしゃつたように、賛成派の農民の方々の中で、できるだけ便利なおとこというふうな意味で代替地を求められた方もおられると思います。しかしながら、御承知のように、富里の県有林に最初行かれた方々は、むしろ敷地内で提供された面積よりやや広い面積をいただいて、現在りっぱに営農されておるといふ方もおられるわけございまして、一がい条件派の農民が、すべてがそういうふうな、要するに農耕に適しないところでも便利ならいいというところで行つたというふうには、私どもは断定はできないんじゃないか。

それから、御承知のように、並木町であるとか、そういうふうな、あるいは畜産試験場とていうふうな、開墾あるいは整地あるいは畑かんといふふうな面で難渋したところもございましてけれども、御料牧場残地の根本名はすでに造成が完了いたしておりますけれども、御存じのように、非常にりっぱな土地でございまして、農耕にも十分適するわけでございます。ですから、反対派の農民の方々皆さん非常にやはり農地を愛するといふふうな点では、私どもやはり十分認識しておりますけれども、条件派の農民の方々すべてがそういう便利なおとこに先を争つて行つたといふふうにはなかなか断定できないんじゃないかといふふうに思います。

○加瀬完君 全部がそうだといふふうな受け取り方をされておりますが、少なくともそういう傾向があつたことは認めざるを得ないでしょう。で、第二の問題としては、代替地として提供されたものが、平均していままでも耕作していたところよりはるかに地味のやせたところ、畑の価値と

しては低いところであるということも、これはいふまでもないでしょう。そこで、公団のその代替地の対策は、反対派分には百七十ヘクタールを用意している、こういう説明をしている。しかし、百七十ヘクタールがいま私の言つたような条件でどこにあるかということになると、ここにございませうという明確な場所はないでしょう。いままでのやり方は、どうせ反対派は反対なんだから話にならぬのだから、申し出があつたら協議をしようといふくらいで、捨てっぱなしにしておつたわけではございませうが、積極的な対策は立てなかつた。そうではなくて、賛成反対にかかわらず、著しく権利を、利益を害してはならないんだから、こういうような対策を立てましたよと、県に依頼して立てさせましたよという積極性というものがいままではなかつた——なかつたことはお認めになります。

○参考人(今井栄文君) まあ、県知事も県行政の責任者の立場から、反対派自身も県民である以上、当然いままでも心にかけていろいろ努力をしてこられたわけですが、何分にも十分なお話し合いの場というものが十分与えられないといふふうな観点から、先生がおっしゃつたように、具体的などこがどうというふうなことで代替地を確保するといふふうな措置をいままでもやつておらなかつた点は、私も認めざるを得ないと思つてます。

○加瀬完君 これは公団の責任じゃないです、国の責任です。あなたは先ほどから県、県と言つておられますが、県の責任でお茶を濁せる問題ではないでしょう。国の政策として空港をつくるわけですから、国が当然それによつて権利を侵害される者に対する救済なり対策というものは立てなければならぬ。そこで、農地局いらしめておりますか——伺います。そこで、農地局いらしめておられるものが、耕作者の地位の安定、農業生産力の増進といふことをうたつた農地法の目的を全然顧みられない対策で進められていくわけですから、農林省はこれらの点をどう相談を受けま

したか。いま私が申し上げましたように、一等地と、三等地だか五等地だかわからないところしか代替地というものを与えておらないというやり方について、農民保護という立場でひとつ御見解を承りたい。

○説明員(小山義夫君) 農地法との関係のお話でございませうが、空港のために農地を取得をし、さらにどのような補償をするかということにつきましましては、国民全体統一をされたいろんな補償の方式がございまして、そちらのほうでやつていただくといふことのために各省の間でなつております。それで、そういう方式のとおりに行なわれる。その方式の中には、当然離農資金、あるいは農地を移転していく、こういう人たちに對する補償の考え方盛られていくわけでありませう。その方式で適切に行なわれるということを期待をしておるわけでありませう。

それから、代替地の取り扱いにつきましては、やはり地元の実情に精通をしている機関がやるのが適切である。と申しますのは、個々の農家はいろいろ事情がございまして、作物の減らし方なり、あるいはこれからの職業の選択のしかたなり、個別に事情が違ひますので、地元の事情の一番わかっているところで総合的に計画的にやつていただくのがいいといふふうなことで、千葉県の当局に具体的な処理をしてもらつて、こういうこととてございませう。

○加瀬完君 ですから、その処理よろしきを得ずといふことなんですよ。それに対して農林省が全然農民の救済に何らの行政指導をなされなないといふことであつては、私どもは不満であります。それからもう一つ、国有財産の御料牧場の建設といふものは公団に許しております。これは農地の造成をこのことに限つて公団に許している。それならば、買取をされる代替地について、国に對すると同様の制度をなぜ設けなかつたか。もう一度申し上げますと、国の責任なんです。御料牧場をつくることを公団に許すくらいならば、

なぜ被買収者の農地を、代替地をつくって農民に提供するという、そういう権限を公団に与えなかったのか。意味わかりますね、これはどういうことですか。

○説明員(小山義夫君) 御料牧場を高根沢につくる、造成することについて、公団に農地法の特別措置を設けましたのは、本来であれば、宮内庁と申しますか、国が直接に造成をするものを、公団がかわりに造成工事をする、こういう関係でございまして、国が直接やります場合には、農地法については全く許可も何も要らないことになっておりますので、本来、そういう農地法の許可も何も要しない、国の施設を国がやるべきものを、公団がかわりに造成をする、こういう実質上の関係になっておりますので、そういうところに着目をして、全く農地法上の技術的な観点から、高根沢の御料牧場の造成に限って特別措置をしたわけであります。農民の方にいろいろ代替地を造成して分配することにつきましては、先ほど申し上げましたように、総合的に、あるいは計画的に、個々の実情等を総合勘案してやるのが適切であるということ、県のほうに事実上やっていたく、こういうたてまえになっておるわけであります。

○加瀬完君 農地法の目的からすれば、耕作者の地位の安定、農業生産力の増進というのはいつの大きな使命です。それで、現実には適当な代替地がない、あるいは土地の悪いところに移るために収益が減ってくる、こういうことが予想されるならば、宮内庁なら宮内庁自身で農地法の改正をしなくたって御料牧場ができる、それを公団にやらしている。こういうように代替地取得の設置能力の適格性が公団にあるというのを認めるなら、国有財産である御料牧場の代替地に限定しないで、新東京国際空港の建設に伴って配置される農地の被買収者の代替地についても、なぜ国が責任を持って代替地をつくらないのか。つくられるように農林省としては指導するのが当然ではないか、こう思いますが、いかがですか。

○説明員(小山義夫君) 高根沢につきましては国がやる、こういうことで、先ほど申し上げたとおりであります。こちらの三里塚のほうにつきましては、先ほど申し上げたことのほかに、農地法全体を貫いております原則であります、農地の取得は耕作者みずから取得する場合にだけ認め、パイプと申しますが、現に耕作をしない、耕作目的でない人が間に入って農地の権利の取得をするというものは、農地法全体として原則的に認めておらない。そういうこともございまして、三里塚につきましましては、高根沢と全く事情が違うのですから、公団が代替地造成のために農地の権利を取得する、こういう特別措置をとらなかつた点もございまして。

○加瀬完君 空港の建設という目的からすれば、高根沢に御料牧場をつくるよりも、反対をいっている者が賛成になって移ってくる代替地をつくることのほうが公団としては必要なんです。また公団の目的にも合うわけですから、そういう代替地造成はさせない。そして県にまかせる。県が地元との満足を与えような方策は行なわれておらない。それが空港建設に阻害を来している一つの原因でもあるわけですから、農林省がもっと農民の立場で、公団からそういう申し入れがあったとしても、御料牧場は御料牧場にやらせないといふ、あなたのほうは空港がすみやかにできるための代替地の造成をやるなら話はわかりますよという主張が農林省としてはなければおかしいと思う。しかし、結局大臣、いまお話しのように、国としての代替地の対策というものはなかった、これはお認めになりますね。県に頼んだというだけで、国民の代替地というのに対しては何もやっとなかつた、これはお認めになりますね、そのとおりです。

○国務大臣(秋田大助君) 遺憾ながら、私よく実情を承知しておりますから、はなはだ申しわけないことですが、しかし、全然対策を講じなかつた、代替地のことについてはやらなかつたという点ではなくて、その点について県におまかせをしたのでありますけれども、しかしそこに見方において遺憾の点が感ぜられるという先生の御趣意は十分拝聴いたしました。

○加瀬完君 運輸省どうです。国としては代替地対策はなかつた、直接国として代替地はつくらなかつた、こういうことは認めますね。

○政府委員(手塚良成君) 現実の姿として、直接にやっておらないことは事実でございます。ただ、これをどういうふうにやりましたことについては、国全体といたしまして、まあいろいろな立場その他を勘案して、現状でやるのが最も適切であるという判断のもとに県に委任をしてやっております、こういうことになったと思えます。その県でやっていた結果というものが一部に一部に及んでおりますが、全体といたしましてはスムーズに進んできたというふうに考えます。

○竹田四郎君 関連で、特交の金額についてお尋ねいたします、その資料をいただいたわけでありまして、この代替地を県の公社にやらせるときに、前回の局長のお話でも、運輸大臣のほうから、その税金についてはめんどろと見てくれということですが、千葉県にはその税金の肩がわりについて迷惑をかけるというお約束をされたようでございますが、先ほどお聞きしますと、四十三年度の特交の二条の二号に基づき計算のお金が七億三千四百万円ということでありまして、その中に空港対策費として八千九百万円、そのうちで先ほど来申し上げました税金対策として三千万円をその中に計算をしている、こういうお話でございますが、県には迷惑をかけるという約束をして、八億七千七百八十一万円ですか、そういう、これは県が肩がわりをする分というものがそれに上乗せして出てきた。それに対して三千万円しか特交で見えていないということになりますと、一体あとの五千万円近いというものはどうしたのか。その後友

納知事のはうから五千万円弱については何とかしてくれといううな話もあったけれどもそのままだけでしつた、こういうお話でございますけれども、そうすると、国と千葉県と約束したら、税金については県に迷惑をかけるといういながら、実際に五千万円の迷惑をかけたおる、こういうことになろうと思えます。その点は、一体、そのとき千葉県と約束されたことは何にも守らないでもないの、こういう形でおられるのか、いやこれからのあのものは払うという態度が明確なのか。それでないと、結局代替地というものをつくるために、農民はもとより、千葉県知事も私はだました、こういう結果になってしまおうと思うのですが、まだおそろく結果は最終的についておらないだらうと私は思うわけでありまして、残額について一体千葉県知事と国との約束をどう守りになるおつもりなのかどうか。

○政府委員(長野士郎君) その当時のいきさつを私もいろいろ確かめてみたわけでございまして、いままで私どもの調べた範囲内におきましては、代替地の提供者から代替地提供に伴う負担を公共用地の提供の場合と同等にしたいという強い申し入れが建設実施本部にありまして、建設実施本部長として関係各省との相談の上、千葉県の知事によろしく御高配を願います。そのときに、そういう措置については国が責任を持つて措置をするというふうなことの添え書も実はございまして、実は自治省といたしまして、財源措置としていろいろな面が考えられるわけでございしますが、さしむき自治省として考えます際には、この地元対策事業の中ではすでに起債その他の措置もいたしておりますが、同時にこれらの関係につきましましては、いろいろな事業を千葉県として計算いたします際に、いまだうな話の需要を計算いたします際に、これも客観的事情をいたしましては、やはり公のそういう措置ということを行政的に考える必要があつたということを認め

ざるを得ないのだということでございますので、そこでその需要というものをやはり算入の一つの基礎に加えるということにいたしました。ただ、それだけの現在の特別交付税の配分にあたりましては、財政需要で普通交付税として正確に捕捉されなかった、いわば捕捉漏れというふうなものを、実態に合うために正しく特別交付税として算入するわけでございますが、その場合にも全体の財政需要等も勘案をいたしまして措置をするわけでございます。一部は算入いたしました。その点でいま御指摘の肩がわりの問題の全額を算入するということにはいたしておりません。

○竹田四郎君　そうすると、いま含めたというのは、三千万円以外にある程度含めた、こういうお話なんです。もし、以外に含めたというのなら、その金額は一体幾らになるのか、明らかにしていただきたいと思います。それと続いて、それじゃ現実には千葉県との約束というのは具体的にあとどれほど残っておるのか、それはそのままではおかぶりをしようのか、どうなのか。

○政府委員(長野士郎君)　四十三年の場合におきましては、いま申し上げました肩がわりの問題以外にも、地元対策費というものが相当千葉県として負担になっております。そういうものがありますので、その辺の関係をかれこれ合わせまして、成田空港の関連としての事業、つまり地元対策事業といたしましての特別の財政需要といたしましては八千九百万円見込んでおります。それから、これは四十四年度におきましては、やはり地元民等の対策費とか営業対策関係で四千万円見込んでおまして、四十三年度、四十四年度両年にわたりまして一億二千九百万円一応見込んできたということでございますが、肩がわりの問題は、私どももいたしましては、四十三年度もって一応済みというふうに考えております。

○竹田四郎君　たとえば空港対策費として八千九百万円ある。この中に三千万円ほど税金対策費がある。その三千万円を除きたいわゆる五千九百万円が、当時成田でいろいろ問題があった、そういう

費用だ。それを今度は何か営業対策費として四千万円とか何とかいうことは、やっぱり約束したならその約束に対して忠実になければいけないと思う。それを何かほかのほうでいいかげんに扱ってしまったという感じを深くせざるを得ないですね。具体的にその営業対策は四千万円計上したというんですが、その中にはいわゆる税金の肩がわり分というふうな形で普通の場合よりは多く見ておるのですか、どうなんですか。

○政府委員(長野士郎君)　私ども特別交付税を算定します場合には、算定の基礎として、いろいろな項目についての特別な財政需要を見るわけでございまして、それはいま申し上げましたのは、ただこちらの計算の基礎を申し上げたわけでは、千葉県に對しましては、つまりそれ以外の需要もございまして、四十三年度におきましては総額として四億一百万円の特別交付税が交付された。これは何もひもをつけておるわけでも何でもありません。千葉県が全体の財政需要として追加の需要に充て得るものと私どもは思っておりますのでございまして。

○竹田四郎君　それは自治省のほうの計算ですから、それはどういうふうな計算しよう、ある一定の基準に従って計算されておるものと思っております、全体として。しかし、それだけでは、私は八千万円の税金の肩がわりに対する国の約束を果たしたというふうには見られないと思っております。現在、千葉県のこの空港が必要、そのために、必要だとするところのいろいろな営業対策とか何かのために財政需要が多くなる。これに対して払うということは、これは当然ですね。これは空港ができるできないにかかわらず、それだけのものを払うというものは、これは私は当然だろうと思っております。それだけ余分にやっておるのですから、普通交付税で見られない部分について見るということとは当然だろうと思っております。しかし、いまのお話でも、肩がわりした税金分というものはどうも含んでいない、こういうふうに見ざるを得ないと思う。国は明らかに千葉県知事と、税金の問題

では御迷惑をかけない、こういうふうな約束をしているんですが、その約束は果たされていないと見ざるを得ない。約束は完全に完遂された、こういうふうな御認定になっておるのですか、どうですか。もしそういうふうな御認定になっておれば、千葉県知事のほうからとかやく私は言っているはずはないと思う。いかがですか。

○政府委員(長野士郎君)　自治省といたしましては、この問題に關しまして、いろいろな観点で空港の地域関係の地元対策事業費四十三年度分につきましては、すでにいま申し上げましたようなところで措置済みでございます。自治省として行ないます範囲のものはこれで行なつたと私どもは考えております。これにつきましては千葉県のほうから、十分約束を果たしてないというふうには私ども聞いておりません。全体として四十三年度は、千葉県はこれで財政運営はまず支障なく行なれていったというふうなことは結果に徴しても、千葉県当局はそのことは了解いたしておるものと考えております。

○竹田四郎君　自治省のほうはそういうことだと言っているんですが、この話が出たのは運輸大臣のほうから出た。この前の御答弁でもあったわけですが、あとの残額については、運輸省のほうでは千葉県に對して肩がわり分として何らかの形で措置をしましたか。

○政府委員(手塚良成君)　運輸省自体で特別なことはやっております。

○竹田四郎君　これ以上議論してもしょうがないと思うんですが、結局はあとの五千万円弱というものは千葉県を泣かしたと、こういうふうな私どもも見るを得ないわけですね。こういう形で、県知事もまていいかげんにそういう形で約束を守らないでやっていくというふうなことは、私はやはりその辺は一番問題があるのじゃないかと思っております。

そういうことと、もう一つ聞いておきたいのは、こういう非常に便宜を計ろうというものは、まあ私全然悪いとは思っておりません。法律的には

いろいろ問題があると思うが、代替地を別につくって、そして土地を公共事業に提供する人たちに、土地で出した分に對して返していただくということは、悪いことではないと思っております。ただ、その代替地を売った人の税金を肩がわりするという、こういう制度というのは、私はむしろこれを機会にひとつ制度化してもらいたいのであります。その税金分というふうなものは、あるいは税金を下げるか、自治省が特交か何かでひとつ肩がわりをしてもらう、むしろこういう形のほうが私は実際仕事もできるし、すなおであらう、こう思うのですが、こうした今度の満足に払ってない点は、私は非常に遺憾だと思っております。こういう措置は今後広めていくという御意思はございせんか。

○政府委員(長野士郎君)　この関係におきましては、まあ当時の税制度の関係等の問題もあり、また、空港建設という特殊な問題に直面いたしました。私としても千葉県の特別な事情というものを考えざるを得ないという点がありまして、一部ではございまして算定の基礎に入れたということでございます。今後はこれを制度化するかという点になります。これはやはり今後はいくつかのことは実は避けたいと思っております。これはやはり税制度の問題として解決をすべきものがあれば解決をしようと思っております。

○加瀬完君　実はいまの問題、きのう私も予算委員会をやったのですけれども、まあああいう配分、合法だという認め方をしているわけですから、いま竹田委員の指摘したように、同じような問題があれば、これはやっぱり特交でこれからめんどろを見る一つの糸口、見本を示したわけですね。同じような特殊事情によつて赤字が出た場合は特交でめんどろを見られるものだと私は了解をいたしました。またお願いに上がらうと思っております。それはまあ別にいたしまして、農林省にちよつとお伺いをいたしますが、まあいろいろ議論を進めてまいったわけでございまして、ここに九朝農協というのがございまして、これは部

落農協であります。預金状況は、当座が四十四年度の決算で一億八千万、普通預金が六億、こういう経営状態ですね。大体まあ野菜の出荷で、小さい部協の農協でこれだけの成績をあげている農協がほかにもございますか。この経営状態をどう御判断なさいますか。

○説明員(板野権二君) 丸朝農協が、いま小さい部協の組合というお話でございますが、私のほうで調べましたところによりますと、これは成田市、富里村、多古町、横芝町、山武町、芝山町、これだけの地域の野菜専門の農家が設立しております。園芸農協であります。組合員は千三百三十八人というふうに承知しております。

それから、参考までに申し上げますが、この農協の年間に扱っております販売金額が約七、八億円、出資金は千六百万円という状況でございます。

○加瀬完君 これ、いまおあげになった町村の農家が全部参加しているわけじゃないですよ。その町村の農家の青果物を栽培している方たちが、一つの丸朝という部協の農協に同じような状態の農家がいま参加してきていることなんですね。いま言ったように、大体年間七、八億の青果物の取引がある。で、この空港によってこの組合の大部分の営農地域というものは壊滅するわけなんです。この対策が立ちますか。これは公団に伺います。

○参考人(今井栄文君) 丸朝農協については、私も、特に芝山町を中心にしてしまっている全国有数の青果物の販路を持って活躍しておることはよく存じておりますが、いま先生がおっしゃいました、空港ができることによって丸朝農協が壊滅するというふうなことは、私もとしましてはやや少し了解できない面があるのでございまして、とうことは、丸朝農協の会長が前の国会に参考人として出られた際、いろいろお話をしておられます。そのときも、丸朝農協傘下の耕作面積というもののは千数百町歩ある。そこでもって、いま先生のおっしゃるような七、八億の取引というものを

年間にやっておる、こういうようなお話がございました。その参加しておられる農民の方々の分布は、相当広い範囲で分布しておられる。特に空港ができたために、アプローチ・エリアであるとか、あるいはまた騒音区域で、しかも飛行場に近い接しておるというふうなところで、農地を、あるいは農耕には向かないから出ていきたという方々があるいはあるかも知れません。現に私ももの聞いたところでは、数十名の方々が岩山、菱田地区において住民対策協議会をつくって、集団移転のために約八十町歩程度の農地を県にあつておるようというお話があるという話を聞いておりますが、かりにそういう方々がほかへ移られても、やはり従来のような生産を営んでいかれるば、丸朝農協自体としての勢力の減少にはならないのではありませんか。私は専門家でないので知りませんが、いま先生のおっしゃったようなあれだけ強大な強固な丸朝農協というものが、飛行場ができることによってだめになってしまうというふうには実は考えておりません。

○加瀬完君 だめになりますね。というのはね、空港の四千メートル滑走路によってつぶれるところ、それからアプローチ・エリアによってつぶれるところ、騒音区域によって一応つぶれはしませんが、それでもいまのような営農状態を行ない得ないところが出てきますね。それから、四千メートル滑走路なり空港なりができれば、いま総裁がおっしゃった菱田地区と岩山地区、あるいは丸朝の事務所のある富里寄りというものは遮断をされるわけですね。いずれにしても、全部がだめになるというところは言い過ぎかもしれませんが、いままでは大きな影響を受けることは事実ですよ。いままでは代替地と言いましたが、このような長い間の丹精でつくられた畑が、別のところへ移れば、さつき申しましたように、草の種のない畑にするには最小限に見て十年かかる。そういう耕作状況を続けなければならぬわけなんです。したがって、こういう配慮というものが十分に行なわれなければ困るわけです。つぶれても、千何十軒

あるのだから——そんなにありませんけれども、人数にすれば千百人もいるのだから、大部分の者は残るだろうというのでは、中心が岩山周辺になるわけですから、なかなか打撃を受けることは事実でございます。

そこで、これはむしろ運輸省なり自治省なり国にお聞きをするわけですが、こういう農地の経営権を喪失するような状態というものは配慮をしていく。たとえば、農村は部落で生活をしていくわけですから、一般の住民のように、おまえはここのほうへ行け、あなたはここのほうへ行け、ということでは、いままでは生活形態というのは維持できないわけですね。特に丸朝のような耕作状態を維持しているところでは、組合員がばらばらになつてはならないわけですね。組合員がばらばらになつて、原則として部落形態をくずさないような移転というものを考えるかどうか、これが一点。

二点には、移転地区は、いま丸朝の例でも申しましたように、旧市町村内を原則とするということが考えられるかどうか。それから、空港に直接使用しない地域の耕作権はそのまま継続させるという考え方が認められるかどうか。たとえば騒音地区であっても、家屋の立ちのきはしなきやなりませんが耕作権は認める、こういう考え方を認められるかどうか。それから、代替地は現在の営業条件以上であるというところ。十年たたなければいまの畑になりませんというふうなところではだめだ。くどいようですが、もう一回申し上げますけれども、この人たちはあの地域では一番条件のいい畑にいます。したがって、一番いい畑の条件をつくってそこに移らせるという対策を立ててもらわなければ、はなはだしき収益の上でもマイナス面が出てくるわけでございます。そういう点、いま数点申し上げましたが、これは御承認いただけるかどうか。これは公団総裁、それから運輸省もお答えをいただきます。

○参考人(今井栄文君) その点は、従来加瀬先生とお話をする場合に、いつも先生からお伺いする問題でございまして、これはもうかねがね私もとしては御趣旨に沿ってやりたいということでは、ままだ努力をいたしておるわけでございます。これは県とも事務的の連絡もいたしておりますし、私自身県事ともいろいろお話をしておるわけでございます。特に関農協加盟の方々の集団移転という点については、私もとしましては、県知事とも、ぜひその線では適地をさがそう、これまたさがす場所についてはそういう方々の御希望を聞こう、こういう線でお話しておるわけでございます。それから、もう一つ、そういう代替地につきましては、先ほど先生のおっしゃるような、非常に苦勞をしてつくったよい畑から非常にひどいところへ行くというのではなくて、やはり同じような耕作ができるようなところを全力をあげてさがそう。しかも、それは住んでおる市町村のものになるかどうか、これはまあさがしてみないとなかなかわからないのでございまして、できるだけそういうふうなことを考えております。それから、騒音地区で一人一人売却した土地についての耕作の問題でございまして、これも法律上のいろいろな問題はあるようでございまして、法律的に可能であり、また実情に即するといふような面であれば、今後検討をしてみたいと思っております。というのは、論理的に言いますと、やかましいから耕作ができないから買えということを買ったところで、さらにまた同じ人が耕作するといふような結果、若干論理的には合わないような面もありますけれども、しかし農民の生活の実情というものもございまして、そういう面についても私も私どもとしても今後検討をいたしていきたい、かように考えております。

○加瀬完君 次に、総裁もごらんをいただいたと思いますが、今朝の朝日新聞の千葉版に「公団はウソつき」——私が言っておるわけじゃない、私、新聞に書いてある。「売上げ半減の三里塚商

店街」「タバコも売らせぬ」「二面倒みる」といったの「という見出しで、次のようなことが書いてあります。三里塚の商店街でだいぶ反対があったけれども、条件賛成ということにした、この条件賛成は、いまの売り上げが少なくなってしまったのは困る、これは宮内庁の職員あるいは付近の農家を相手にして商売をしてもらったんだけれども、農家はなくなるし、宮内庁はいなくなった、かわりにできる公務員住宅、あるいはニュータウン、そういうところへ優先的に入れてもらえる、あるいは飯場や何かができるから、そういうところの買い上げは三里塚の商店街でやってくれる、こういう約束であつたけれども、売り上げ半減のたばこをどっかで売りたいと思つても、それもめんどろは見なくていい、公団はうそつきた、こんなら賛成しないで反対したほうがよかった、こういう内容ですね。表現に御異存がありました、実情はこれに近いことは事実であります。

そこで、現在の三里塚の商店街の営業状態が逼迫しておることはお認めになられると思ひます。いかがでしょうか。

○参考人(今井栄文君) 先生のおっしゃるとおりでございます、私も心痛をいたしておるわけでございます。

○加瀬完君 ところで、千葉県はつなぎ資金として四十二店に対して五千二百七十万円を貸し付けました。ところが、これは銀行ですから、普通の銀行利子で県が仲立ちをして貸しただけで、利子の補給も何もやってもらない。しかも、六十店も申し込んで二億六千万という申し入れがあったのに、対して、四十二店にしかつて五千二百七十万円、どうにもやっていけないという事態が出ております。

それで、二つ問題があるわけです。空港公団住宅とかあるいは公務員住宅地に初めのお話のように責任を持って転出をさせてくれるかどうか。もう一点は、売り上げが減つてどうにもやりくりがつかない、国が県で利子補給か何かの方法を考えてもらえないかどうか。こういうところにもひとつ交付税を使つてもらいたい、使いたれたところで、こういう地元要求が強いわけでありすが、この点については公団いかがでしょうか。

○参考人(今井栄文君) 三里塚の商店街の問題につきましても、全く御指摘のとおり、昨年の秋御料牧場の百数十世帯というものが高根沢へ移つてしまつた、なおあの周辺の方々が全部代替地へ移つてしまつたということで、非常に売り上げが減少しておることは全く事実でございます、私もその対策は十分にいままで心にかけてまいつております。

きょう御指摘になりました新聞につきましても若干触れてまいりたいと思ひますけれども、私どもは、三里塚に対して従来約四千世帯程度の、あるいは独身寮も含んでおるわけでございますけれども、公団職員住宅をその地区につくるといふことをお約束しておりました。それからなお、政府は特に政府職員住宅のために、あの付近に約十町歩程度のものを、まだ政府の国有財産として、普通財産として留保いたしておる。これは住宅用地でございます。したがって、そういう方々も移つてまいりますれば、当然に、その中に商店をつくります場合には三里塚を最優先するといふふうには私も考えております。ただ、それができ上るまではそれはどうするかという問題で、実は従来でも私も、私自身のところへ直接、現在入つてゐる工事会社の責任者を呼びまして、三里塚の商店街から特に重点的にひとつ買ひようにやつてくれ、千代田の商店街についても同様でございますけれども、そういうことで特に私から特別な指示までしまして、それからまた、私どもの分室の生活設計相談所でわざわざ工事会社の現場の責任者に推薦状まで書いて、三里塚の商店街の方々にいままで全部御紹介申し上げておるというところでございます。ただ、私もよく実情は知りませんけれども、初めに入れておつただけけれども、どうもあとへいって少なくなる、あるいは買ひなくなるというふうなケースが若干あるよ

うでございます、これはやはり、三里塚の商店街の方々のいままでの行き方、あるいは商品の仕入れの関係、いろいろな関係と、いわゆる飯場の生活というものがはたしてうまくかみ合つていないのかどうかという点がある、若千あるのではないかとと思ひます、こういう点は今後指導を、三里塚の方々にもある程度やはり私どものほうとして申し上げることもございまして、それからまた工事会社の連中にも、われわれのほうで、さらに先生の御意図のようにひとつ強く私どもとしては指導していきたいと思ひます。

それから、公団の分室が、いよいよ本体工事を控へまして、天浪に三棟の建物を今度つくつて、四月の半ばから移転するわけでございますが、確かにこのたばこ屋の問題はあつたやうでございます。しかし、私の本来の趣旨は、三里塚の商店街といふものは何としても救わねばならないといふ私自身の考え方から、実はこの新聞が出る前でございます、昨日、私の部屋で関係者と話をしました。公団の内部にも二つの考え方がございまして、いままで分室でもつて仕事をしておつたのをめんどろ見ないわけにはいかぬといふふうな問題、というものは、あそこではたばこを売つておつた人。しかし、また、それもめんどろ見るけれども、なお三里塚の連中も入れていいじゃないかという意見の連中、で、私のところで裁断をいたしましたのは、両方入れないといふことでございます。したがって、この点につきましましては、まあ私も、うそをついていたといふふうには言われて、はなはだどうも反省をいたすわけでございまして、三里塚の商店街の方にも、たばこの販売所を入れていただくといふことは、この新聞が出る前に実は話をいたしましたわけでございまして、これは、単にたばこだけではなくて、プロパンガス等についても私は同様に考えておりますので、できるだけひとつ御趣旨に沿うようにやりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

○加瀬完君 三里塚等と申し上げたわけでございますが、もちろん大清水も千代田も含めて、こういう意味の空港建設被害を受けている商店街に対する救済を考へてもらいたい。飯場はじかに親会社からたばこでも何でも配給するといふような制度をとつていようですね。品物も大口で買つて配給するほうが安上がりにつくので、小さい商店に一々買ひに出ないといふようなことが飯場の慣例になつていようですね。これはよほど親会社と十分打ち合わせをいたしまして、地元で買つてもらえるように御配慮をいただかなければ、おっしゃるような御趣旨は実現しないと思ひます。

そこで、次に法案の具体的な内容に入りたいと思ひますが、この事業は新東京国際空港建設事業実施本部で決定したもので、関連事業。

○政府委員(手塚良成君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 決定した理由はどういふことですか。

○政府委員(手塚良成君) 新空港の建設、いろいろ理由はございまして、一つは、新空港の建設がいろいろ広範な関連事業を伴う、この結果、地元とされて従来計画をされておつた事業もあるであらうけれども、そういうこともしたとしても時期的にこれを早めなければならぬ、あるいは新空港ができたためにぜひやらなければならなくなつたという、新空港による直接的な影響として行なわれる事業、そういういろいろな種類の事業がここに新空港建設とともに発生いたしましたので、そういうものに対する地元の負担等を軽減するといふような意味で、実施本部において検討をいたしまして決定をされたわけでございます。

○加瀬完君 市町村負担分は四十三億といふことになりませんか、自治省。このうちの三十四億といふものは、新都市事業といふことにはなりませんか。

○政府委員(長野士郎君) 成田のニュータウンの関係はお話のとおり三十四億でございます。

○加瀬完君 成田ニュータウンが、いままで述べ

てまいりました土地を失う農民、あるいは営業成績を減少している商店街にとつて、市町村がしなければならぬ最重要の事業という受け取り方ができるでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) 成田のニュータウンは、空港の建設、空港の開港に伴ひまして、関係の従業員とか、そういう関係者の住居地区として考えなきゃならぬ。それから県の都市開発といひますか、そういう一般的な関連におけるところの開発計画というようにその目的に合致して計画されるものと、両方が一つの目的に合致してまいりまして、その意味では、空港に開港をしておるということも言えると思ひますし、同時にまた空港建設に伴ひまして周辺の環境が非常に変わつてまいりまして都市化もしてまいりまして、また関連企業の進出等に伴つての人口増というものが当然に予想されるわけでございますから、それをいわけの無秩序な形で、住居地区がただ広がつていくというふうなことがなく、統一といひますか、計画的な形でニュータウンを建設するといふことでございまして、全く空港にも直接つたつと関連しているといふことはやや遠い面も含めておるとは思ひますけれども、やはり関連事業として考えていくのに適当なものではないかと思つております。

○加瀬完君 これは、新都市計画事業が新空港建設のための必要不可欠の事業であるという認定はできません。なぜならば、この空港は、規模がどうなるかという見通しは全然ないわけだ。四千メートル滑走路一本は一、二年足らずでできるであらうという目標はつくけれども、あとの二千五百メートルの滑走路をつくつたところで、ここでジャンボジェットとかSSTといふものを受け入れるわけにはいかない。そうすると、これは運輸大臣に質問する内容になります。若千触れれば、新東京国際空港公団法によると、長期の使用に耐えなければならぬものだと思ひます。長期とはどのくらいだといふと、少なくとも十

年だと。十年もたないです、この空港は、現状では、こういう規模不確定なもので、何人の従業員が住むのか、どのくらいの関連の人員が要るのかという見当は不確定です。また承れば、ここで働く者の住宅はこの付近にできるわけでしょう、空港関係の住宅は、しかもまた、公務員関係の住宅もこのまわりにできるということでしょう。そんなうるさいところに住めるかという問題もあるそうだけれども、とにかくつくる言われてゐる。そうすると、成田ニュータウンに住む空港関係者の戸数といふものは、これは局限をされま

す。これは率直に言つて、空港ができると人口が非常にふえますよ、税収が上がりまうと、町は大発展をしますよ、論より証拠、県がこのようにニュータウン計画を立ててゐるんじやありませんかといふ、こういう論理によつてニュータウン計画といふものは進められてきたわけですよ。ニュータウン計画をつくらなければ空港ができるわけでもないといふ問題では全然ない。そのニュータウン計画に三十四億も金をかけるということが、どうして空港建設のために必要欠くべからざるものだと、これは運輸省に聞きたい。ただ反対がたうと、それには若干プレミヤをつけようといふことが、一つつけ、二つつけ、だんだんこういふ膨大な計画になつた、これが実情です。ニュータウン計画、何名一体空港関係の者が入るといふ見込みがありませんか。あるいは、ニュータウン計画をつくらなければ空港ができないという、そういう関連がありますか。ございませんでしよう。

○政府委員(手塚良成君) この関連公共事業の中には、先ほども御説明がございましたけれども、空港建設と直接不可離の関係にある事業、それと地域環境の変化に対応いたしました、言へば空港周辺地域の振興をはかるために必要な事業、こういう大きく分けて二つのカテゴリーに分けられると考へるわけです。新都市の建設は、いまの後者に入ると考へるわけです。空港をつくりまうについで、地元と御協議、あるいは地元が従来以上に

繁榮するといふようなことによつて、空港の建設は可能になり促進されるというふうな考へるわけでございます。そういう意味においてこの新都市はきつめて地元の強い御要望でもあり、こういうことによつて推進をされるというふうな判断をされたもので、この中に入られたと思ひます。しかし、これも空港従業員その他と全然無縁なものではないと思ひます。私どもの推定になるかと思ひますけれども、五十一年におきましてこの新都市に入居する空港従業員、これは一万人、その家族を合算しますと二万五、六千人程度はこの新都市に入居するといふ関連もあるわけでございます。そういう総合的な意味におきまして、この建設は関連公共事業として非常に意義あるものであるといふこととでこの中に入れた次第でございます。

○加瀬完君 先ほどから申し上げておりますように、土地を失う者、あるいは生活に支障を来たす者、収入減を来たす者といふものがたくさん出るわけですね。こういう根本的な問題を解決しなければ、空港の促進ははかれない。にもかかわらず、そういうのはさつぱり手当てが行なわれておらない。それで、新都市計画なんといふものにたくさん金をかける。運輸省の立場で見て、どつちが一体必要なんですか。反対者を早くなくして空港を促進することが必要なのか。そちらのほうにはさつぱり財源も何もかもわかないで、新都市計画という千葉県が絵にかいたもちみたいなものをつくつた、それに思ひ切つて補助金を出すことが必要なのか。空港政策として新都市計画といふものを進めなければならぬ関連性をそれほど大きくあなたはお認めになるんですか。

○政府委員(手塚良成君) 私どもは、まあ端的に申し上げれば、飛行場そのものができ上れば目的は達することになるかと思ひますけれども、こういう内陸地に飛行場を建設しますといふのは、やはりこれに関連いたしました事業といふのが同時に並行的に行なわれなければ、その所期の目的は達せられないといふふうに考へます。その意味において、先ほど申し上げましたような意味

で、間接といへば間接かも知れませんが、新都市の建設自体もきつめて重要なものと思へるわけです。しかし、先生御指摘の、空港そのものについて他のむしろ直接的と思へることに對する施策が不十分といふことでございまして、これはそれとして、やはり並行して、あるいは新都市建設以上に力を入れなければならないかと思ひます。私どもも反省をいたして、空港反對者の今後の協力を願へるような方向に努力をいたしたいと思ひます。

○加瀬完君 冒頭に申し上げましたが、騒音対策といふのが一番必要だと、しかし直接的に住民の騒音対策といふ費用は一つも掲げられておらない。関連事業といふのなら、むしろ一番問題がある騒音対策といふものをどうするかといふことを考へることが順序です。局限的に何いいますか、一応学校は何校か騒音対策の基準にのつて對象にしていますが、私立の幼稚園がありますね、精養軒施設がありますね、それから保育所がありますね、こういうものは全部騒音對象として入れていますか。

○政府委員(手塚良成君) 一応現在の騒音防止法によります基準によりましてこの新空港の對象を考慮いたしますときに、現在考へられておりますのは、学校は二十一校、幼稚園が一つ、保育所が三、精神薄弱児施設一、以上合計いたしました二十六の對象を当面考へておるわけでございます。ただこれは、今日までいろいろ御質疑なり御指摘がございましたように、今後の空港の運営によりまして、これだけで固定をしてしまふものではございませぬ。いろいろな飛行機の種類、あるいは運航の方法、あるいは騒音対策委員会などをつくつての地元の皆さんの御意見、そういうものを総合勘案をいたしまして、将来においてもなお検討を続け、範囲等拡大の必要があれば拡大をしていく、あるいは防音工事そのものについての問題があればそれを前向きに進めていくと、こういうふうなかつつとで、当面いま考へておりますの

は、申し上げました二十六の対象でござい

す。
○加瀬完君 それは、四十五年度に二十六の対象を全部騒音対策で取り上げるといことです

○政府委員(手塚良成君) 四十五年度の公団の予算は、御承知かとも思いますが、要求どおり六百億ということになっております。この六百億のうち、騒音対策その他のいわゆる実施計画につきましましては、ただいまこれを関係方面といいろいろ話し合いをいたしております。私ども、これは公団總裁のほうからのお答えのほうがよろしいかと思ひますが、ただいま四十五年度中に考えられておりますのは、学校、成田市において六校、芝山町において四校、こういうものを当面四十五年度というところで考えられておるように報告を受けております。

○加瀬完君 ですから、精薄施設とか保育所は対象になっていないでしょう。対象になっていないところの補助率は七五%で、空港ができなければ何も防音施設の要らなかった市町村の学校が、空港のために防音施設をしなければならぬけれども、最低に見ても二五%の地元負担というのがそこに残るわけですね。こういうところに関連事業といつてぬか喜びをしている向きが市町村によつてはあつてやうですけれども、市町村の負担が非常に大きく伴つてくるといふ問題があるわけですね。時間がありませんから先に進みますが、いま申し上げたのは、空港の設置には直接関係でもないものを関連事業みたいな見方をしつて補助金を出すところ、根木名川の改修といふのは関連事業です。同じ改修にしても、いまのような規模の改修は必要とする要はないですね。結局、空港地域に降る雨、あるいは汚水なり、こういうものを解決するために根木名川の改修といふものをするわけでしょう。しかし、この改修も非常にずさんです。あそこは分水嶺になつております。根木名川だけでは流し切れませんよ。一部は高谷に流れ

ない、どういふ傾斜をつくるんです。南を高く北側を低く飛行場をつくるんです。それで分水嶺を変えて全部根木名川に流すといことですか。それから根木名川の改修計画で基本になる雨量の平均、降水量の平均、それから流出率、こういうものをどういふふうによつて押えているんですか。

○参考人(高橋淳二君) ただいまの先生の御質問は、河川改修に関する基本的な問題と考えますが、正しい御返事は建設省のほうから申し上げるのが妥当でございと思ひます。とりあえず根木名川の改修といつたしましては、空港から鉄砲水と申しますか、出てくる水を対象にいたしまして、これを疎通するための断面を早急に完成させるというのが第一の目標になつております。それに続きまして、周辺の開発が進みますと、ただいま先生の

おっしゃいました流出率がふえてくるといふようなこともございしますので、この増加分を第二次的に収容するといふことで第二次計画を県において立てられた、こういう現状でございします。

○加瀬完君 御説明おかしいんですね。御存じのように、大体三十年平均の佐倉観測所の印旛沼の干拓のときの資料として出されたものは、三日で二百八十ミリといふのが降水量としての平均値です。流出率は――ほとんど舗装されるわけでしょう、飛行場が、ですから、いままで流出率三〇%ぐらいです。今度はほとんどが流出率になつて出ていくと見なければならぬですね。大ざっぱに言うると、三倍の水が流れるといふことになるわけですね。まわりの流出率じゃなくて、飛行場そのものが変わつてくる。そうなつてくると、根木名川の排水路といふものが完全にならなければ、飛行場はそういう意味では完全な使用はできないことになりまふ。それなら、県の関連事業などと言われないで、なぜ国が空港を完全に使用するための排水路として工事するといふやり方をしないのですか。これは空港の直接の事業ですよ。関連事業ではない。公団といふよりも国が責任を持ってやるべきことなんです。しかし、そういうやり方になつ

ておらない。で、一部県の負担という形で進めておる。そうかと思つと、土地改良といふのは一体畑地かんがいをするなり圃場整備をするなり――飛行機がそこにおりるわけじゃないのです。どうしてこれが飛行場の関連事業になるんですか。これは反対を緩和するために地域のいろいろの申し出をうのみに全部取り上げて、それを適当に補助金をつけたらなんかなるようなことをするからちがふことになるのです。私どもは立場を異にして、いますけれども、公団なら公団、運輸省なら運輸省が飛行場を早くつくることに一生懸命にならばいいのです。そういう筋が立つておらないでしよう。地元で反対がある、賛成をし、それなら畑地かんがいをやつてくれる、賛成するなら畑地かんがいをやる、そんなずさんな計画といふものがある。もつと私ははつきりしつて言ひたい。空港公団なら空港公団、運輸省なら運輸省は完全な飛行場をつくることに邁進し、そのための関連事業といふことならわかるのです。直接関係のないようなものを関連事業にしたり、直接やらなければならぬことを市町村に負担させたり、筋が通らないと思つ。そういうごつちやなものが無整理のままに今度の事業計画の中に入つておるといふことにはなりません。これは自治省財政局長どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 関連事業につきましては航空局長からもさつき話がございましたが、空港の建設に直接関係するもの、間接に関係するもの、間接の関係の中には、特に地域の開発といひますか、振興発展をはかるといふものまで入つておるといふ点についていろいろ御議論があるわけございしますが、全体としてやはり国際空港といふものは国家的な大きな事業でございします。それを緊急に整備する必要に迫られておる。また、これはどの大型の空港をつくるかといふことになりまふと、そういう特殊性といふものも原則として十分考慮いたしました結果、そういう意味での関連事業といふものが、総合的な地域開発的な要素を含めまして、関係するものの基幹的な事業を総

合的に実施していく、こういうことが必要ではないか。つまり、ただ空港を建設するといふことだけに目的を限定するといふことでありまして、やはりその環境の変化といふものに対応して空港が十分に機能を発揮いたしますために、その地元の所在の市町村等とも、ともにそれが調和のあるかつこうで空港が運営されていくことが必要であるといふことは言えるのではないかと、そういうことだと思ひます。

○加瀬完君 私はそういうことにはならないと思ひます。国際空港成田停車場線、資材輸送道路、付替道路、こういう道路関係は飛行場には直接関係のある道路ですけれども、直接地元にとつて利益をもたらしますか。このために県費の負担は大体十七億。関連事業ではなくて空港の直接事業でしよう。あるいは関連事業としても、地元が負担してやらなければならぬ問題ではないでしよう。どうですか。あるいは用水の上水道がありまふ。空港が使う上水道、下水道があれば、これは空港が負担すべきです。千葉県がこういうものに五十八億円の負担をしておるといふことになつてしまふ。こういうことがなぜ一体、空港のために、直接地元の利益といふよりは、直接は空港の利益になるようなことに県費を負担をしなければならぬ理由がございしますか。

○政府委員(長野士郎君) 事業の実施主体が公団である場合、県である場合、市町村である場合がございしますけれども、事業の実質が、つけかえ道路でありますとか資材運搬のための道路でありますとかといふような場合には、お話のとおり、これは県で負担するといふ性質のものではございしません。したがって、これは実質的には公団が同部分の経費の負担をいたすといふことになつております。また、空港のために必要な下水の処理あるいは水道関係につきましても、その負担区分につきましても、現在協議中でございしますけれども、考え方としては、空港に直接必要なものについての経費は、公団と申しますか、国が、公団が負担をする。しかしながら、事業実施

主体としては、全体としての広域、下水道の計画とか、そういうことでそれぞれ県なり市町村なりが行なっていく、こういうふうな相違点があるのでございます。

○加瀬完君 具体的に伺いますが、この負担区分を見ると、県の負担分が七十七億、市町村が四十三億、公団と国の分は除きます。その他三十五億となっているのでしょうか。間違いないですか。

○政府委員(長野士郎君) 現行の制度によりますところの負担区分でございますと、御指摘のとおりでございます。

○加瀬完君 関連事業での市町村負担は、現行の補助率でいくと、いま言った概算四十三億、おそろく住民の負担になるであろう。その他は三十五億、こういうことになりませんか。これは改正補助率によると若干下がるかもしれませんが、関連事業以外の負担ということですが、市町村支出が大体十三億、それから関連事業、その他の関連事業負担を概算すると二十八億、こういうことになるわけでしょう。こういう金額を一体この関係五カ市町村でまかなえるのでしょうか。あらためて伺いますが、関係五カ市町村、成田、富里、芝山、多古、大栄、この四十三年度の歳入合計幾らになりますか。それから税収入は幾らですか。普通建設事業費はどの程度ですか。

○政府委員(長野士郎君) 四十三年度の決算で見ますと、成田市の歳入の総額……

○加瀬完君 関係町村の合計でいい。

○政府委員(長野士郎君) 合計でございますか。合計はちょっと出ておりません。

成田市は、歳入の総額が十億五千七百万円、歳出総額が九億五千九百万円でございます。建設事業費は、普通建設事業費が三億七千五百万円、富里、大栄は、歳入の規模が二億七千万円、二億五千万円、大体二億台でございます。歳出規模は、それに見合っています二億五千五百万円、一億九千二百万円、普通建設事業費は八千五百万円、四千七百万円、多古市は四億五千三百万円の歳入規模を持っておりまして、歳出規模は四億三

千五百万円、普通建設事業費は一億九千五百万円、芝山町は二億七千三百万円の歳入総額でございますが、歳出総額は二億一千二百万円、普通建設事業費は四千万円、こういうことになっております。

○加瀬完君 めんどくさく、重要な普通建設事業費の五カ市町村の総計は幾らになりますか。それだけ出して下さい。と申しますのは、空港関連事業費は、概算して年間九億九千万程度になります。いまの建設事業費と比べてごらん下さい。空港関連事業をしていく限りは、ほかの事業は何もできないということになりませんか。そういう事業計画が健全な地方の事業計画と言えるか。そういう点を私は問題にしたい。普通建設事業費、幾らになりますか。

○説明員(佐々木喜久治君) 昭和四十三年で約七億五千万円でございます。

○加瀬完君 大体、概算年間九億。ところが、いままでの五カ市町村の建設事業費の合計が七億五千万。何もやらなくて、空港関連事業に全部の財産を投入したって追いつかないという状況です。よ。こういう地方の財政の実態というものを御承知の上でこの関連事業というものを御承知になったのか。おつくりになったとすれば、どうして市町村はこれをまかなうのか。九億の支出を、七億五千万しか事業費がない中でどうまかなうのか。また、七億五千万全部吐いてしまつたら、あとの建設事業費はどうしてやるのか。全然バランスが合わないじゃありませんか。

○政府委員(長野士郎君) この中で、いま御指摘のような点はございますが、一番この事業の総額が大きいところは成田市でございます。成田市で一番事業費が大きくなると、関係事業として五億円、あるいは五億円を少しこえるというふうなところになると思いますが、これに對しては、やはり一つは起債で、地方負担に對しては起債を充當をいたしたいというふうな措置を考えておりますが、そういう場合におきまして、成田市の場合に、残りの純粋の市負担は、ピーク

時におきまして大体二億円ぐらいいはなろうかと思ひます。そういう点では、今後の成田市が関連事業を行ないながら、市の他の行政の運営というもののについては決して楽だとは思ひません。楽だとは思ひませんが、そういう事業を行ないながら、ほかの行政にも支障のないように、個々の団体の実情に即して自治省といたしましても配慮をいたしてまいりたい、こう考えております。

○加瀬完君 配慮のワケを越えていきますよね。いま、地元負担を伴う関連事業と称するものをあげますと、さつき申し上げました国際空港成田停車場、資材輸送道路、地域開発道路、県道、駅二、市町村道、街路、上水道、河川改修、新都市、その内容として、街路、地区内街路、大公園、ごみの焼却場、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、消防、土地改良、土地改良事業、代管地造成事業、あるいは職業訓練、警察、印旛沼流域下水道、その他ということになってますね。これでは実際の運営をするためには、確かに空港に直接関連のある事業だけは優先せざるを得ないでしょう。しかし、住民としては、一番希望の多い公民館とか保育所とか幼稚園あるいは消防施設といったようなものは、どうしてもあと回しにならざるを得ません。そうすると、いまは何か国のほうから財源が降ってくるような感覚を持っている市町村も、実際、関連事業を進めるとやりくりがつかない、どうにもならない、こういう不平になって、今度逆にはね返ってきます。それは一体、空港にプラスなのかマイナスなのか、こういう見通しもつかないで、こんな関連事業という膨大なものをやると、地元を、何といひますか、はめ込むようなやり方は、われわれは地元の関係者として許せません。起債とおっしゃったって、起債にはワケがありますよね。大体、二、三年前までは富里、芝山、多古、大栄、一億二、三千万円ですよ。総予算が、いまふえたって二億そこそこだ。それが自分の財政規模一億の起債というものをどうして消化ができますか。そ

れは国が全部どこまでも、元利合計も一切めんどろ見るといふなら話は別だ。それは、御答弁として、元利をめんどう見るつもりですということくらいのお答えになるでしょう。しかし、元利全部めんどう見られるような状態ではないでしょうか。この五カ市町村だけをめんどう見ればいいというわけにはいかないわけですよ。絵にかいたもちです。そういうことをすることが必要なのか。反対派にいろいろと条件を与えて緩和策をとるために財源を投入することが一体必要なのか。これは自治省の御回答のワケではありせんけれども、どうも私は疑問を禁じ得ません。特に、地元関係者を含めた騒音対策委員会を設置するということ、これは約束されているわけですね。騒音対策委員会なんてないでしよう。したがって、地元を集めた騒音対策委員会がないから、どういふ騒音対策をやるかというところもきまつておられないというのが現状でしょう。根本的な航空対策を欠いてますよ。そういうものに自治省が乗っているのだ。私は、乗っている気持ちがわからぬ。これで空港ができて、地元が非常に有利になりますというどこに保証がありますか。議論したいにやうな恐縮ですが、そういう疑問を禁じ得ませんので、ひとつ御回答をいただきます。

○説明員(佐々木喜久治君) ただいまの、市町村が担当いたします関連事業での地方負担の関係から今後の財政状況を見ますと、まず富里、大栄、多古、芝山、この四町村につきましては、その市町村の実施いたします事業は、市町村道の改修と消防の事業がそのおもな内容になるわけでございます。これらの昭和四十九年度までの現在事業計画をつくっておられるわけでありすけれども、昭和四十九年度までの事業の所要額を一応計算をしてみますと、一般財源計算でいたしまして、それらの町村の一般財源の大体五%ないし一〇%程度の一般財源所要額ということになるわけでありまして、大体、これらの町村につきましては、この空港関連事業の実施によりまし

て、従来の財政状況とそう変わらない運営ができるものというふうに私は考えておるわけであります。成田市の場合におきましては、新都市建設を含めまして、一般財源ベースで申し上げますと、確かにこのピーク時に申上げますと、一般財源所要額というものが五億前後になってまいります。昭和五十一年までの計画を見ましても、先ほどもお話しに出ましたのでありますけれども、約十三億の一般財源所要額を要するというような計算になってまいります。これに對しまして、起債で措置いたします額は、従来の起債許可のルール計算によりまして約二十二億というに相なるわけでありまして、約十一億が一般財源所要額ということになってまいります。それで、これを年次別に計算をいたしまして、その起債充当後の一般財源所要額というものを見ますと、大体二億前後の数字がこのピーク時に所要額として出てまいります。ただ、成田市の実施をいたします事業の内容は、この関連事業にも記載してございすように、義務教育学校の整備でありますとか、あるいは都市計画事業でありますとか、下水道事業でありますとかいうようなものが一般財源所要額としてあらわれてまいりますが、これらの事業につきましては、交付税計算におきまして、起債充当いたしました残額につきましては、事業費補正等の措置によりまして、それぞれの年度における財源所要額というものを相当額まで手当てするような措置が講ぜられておるわけでございます。

利償還ベースになるかと思いますが、これはその時点におきまして一般財源額の大体四、五％程度のところでありまして、従来の公債費の比率をこれによって著しく上回るような数字になるような事態にはならないのではないだろうか、こういう想定をいたしておるわけであります。

設にあたりましては、これはニュータウンの関係でございますが、この市町村負担分の一部につきましては土地代として市町村に納付されるということになるわけでありまして、この点の負担区分につきましては、さらにこれは県と成田市との間の話し合いになるわけでありまして、この点は十分将来の見通しのもとにこの下水道の建設計画は進められるというふうに考えておるわけであります。

土地改良の組合をつくるにしても、結局、それぞれの市町村民が負担をする額というものはあまりに膨大ではないか。あなた方は御存じないでしようけれども、この根本名川の流域地区では農業改善事業の第一号を県が計画をしてやろうとしたことがある。しかし、負担金が大きいということ、根本名川の改修というものは結局困難だと、しかし、やはり冠水地帯というものを将来防がぬわけにはいかないというので、県がかねや太鼓の鳴りもの入りで奨励をしたけれども、とうとうつぶれたのですよ、これは。そういう地域なんです、この土地というのは。冠水地帯というのは非常に土地改良に金がかかる。ですから、こういう計画のとおりにはいかない。土地改良という身毛がよだつと、こう住民たちは言っている。賛成なんか得られませんよ。それはとにかくとして、ちよっと市町村なり住民の負担が重過ぎる。先ほども申しましたがね、県の負担だつて住民の負担です、これは。この事業のために県が七十七億でしよう。市町村が四十三億、その他の住民が三十五億を負担をするわけですよ、五年計画が七年計画の間に、これは。十分財源も保証してくれるというならば何をか言わぬやだけれども、交付税の算定にするとつたて、この地域だけで単位費用を特別につくつてやるというわけにはまいりませんよ。一律的なものですから、全国的に、これはひとつ再検討をさせていただきたいと思

ういう意味におきまして、大体、各年度をとりましても、成田市の財政運営につきまして、その従来の財政運営よりも著しく困難となるような状況にはならないであろうということが想定されるわけでありまして、まあこまかに各年度を見ますと、四十五年度一六年度あたりがやや窮乏な財政運営になるのではないだろうか、こういう感じがいたしております。なおまた、この起債が累計二十二億に對しまして、将来の元利償還というのを見ますと、おそらくピーク時の数字は三億程度の元

利償還ベースになるかと思いますが、これはその時点におきまして一般財源額の大体四、五％程度のところでありまして、従来の公債費の比率をこれによって著しく上回るような数字になるような事態にはならないのではないだろうか、こういう想定をいたしておるわけであります。

設にあたりましては、これはニュータウンの関係でございますが、この市町村負担分の一部につきましては土地代として市町村に納付されるということになるわけでありまして、この点の負担区分につきましては、さらにこれは県と成田市との間の話し合いになるわけでありまして、この点は十分将来の見通しのもとにこの下水道の建設計画は進められるというふうに考えておるわけであります。

土地改良の組合をつくるにしても、結局、それぞれの市町村民が負担をする額というものはあまりに膨大ではないか。あなた方は御存じないでしようけれども、この根本名川の流域地区では農業改善事業の第一号を県が計画をしてやろうとしたことがある。しかし、負担金が大きいということ、根本名川の改修というものは結局困難だと、しかし、やはり冠水地帯というものを将来防がぬわけにはいかないというので、県がかねや太鼓の鳴りもの入りで奨励をしたけれども、とうとうつぶれたのですよ、これは。そういう地域なんです、この土地というのは。冠水地帯というのは非常に土地改良に金がかかる。ですから、こういう計画のとおりにはいかない。土地改良という身毛がよだつと、こう住民たちは言っている。賛成なんか得られませんよ。それはとにかくとして、ちよっと市町村なり住民の負担が重過ぎる。先ほども申しましたがね、県の負担だつて住民の負担です、これは。この事業のために県が七十七億でしよう。市町村が四十三億、その他の住民が三十五億を負担をするわけですよ、五年計画が七年計画の間に、これは。十分財源も保証してくれるというならば何をか言わぬやだけれども、交付税の算定にするとつたて、この地域だけで単位費用を特別につくつてやるというわけにはまいりませんよ。一律的なものですから、全国的に、これはひとつ再検討をさせていただきたいと思

ういう意味におきまして、大体、各年度をとりましても、成田市の財政運営につきまして、その従来の財政運営よりも著しく困難となるような状況にはならないであろうということが想定されるわけでありまして、まあこまかに各年度を見ますと、四十五年度一六年度あたりがやや窮乏な財政運営になるのではないだろうか、こういう感じがいたしております。なおまた、この起債が累計二十二億に對しまして、将来の元利償還というのを見ますと、おそらくピーク時の数字は三億程度の元

利償還ベースになるかと思いますが、これはその時点におきまして一般財源額の大体四、五％程度のところでありまして、従来の公債費の比率をこれによって著しく上回るような数字になるような事態にはならないのではないだろうか、こういう想定をいたしておるわけであります。

設にあたりましては、これはニュータウンの関係でございますが、この市町村負担分の一部につきましては土地代として市町村に納付されるということになるわけでありまして、この点の負担区分につきましては、さらにこれは県と成田市との間の話し合いになるわけでありまして、この点は十分将来の見通しのもとにこの下水道の建設計画は進められるというふうに考えておるわけであります。

土地改良の組合をつくるにしても、結局、それぞれの市町村民が負担をする額というものはあまりに膨大ではないか。あなた方は御存じないでしようけれども、この根本名川の流域地区では農業改善事業の第一号を県が計画をしてやろうとしたことがある。しかし、負担金が大きいということ、根本名川の改修というものは結局困難だと、しかし、やはり冠水地帯というものを将来防がぬわけにはいかないというので、県がかねや太鼓の鳴りもの入りで奨励をしたけれども、とうとうつぶれたのですよ、これは。そういう地域なんです、この土地というのは。冠水地帯というのは非常に土地改良に金がかかる。ですから、こういう計画のとおりにはいかない。土地改良という身毛がよだつと、こう住民たちは言っている。賛成なんか得られませんよ。それはとにかくとして、ちよっと市町村なり住民の負担が重過ぎる。先ほども申しましたがね、県の負担だつて住民の負担です、これは。この事業のために県が七十七億でしよう。市町村が四十三億、その他の住民が三十五億を負担をするわけですよ、五年計画が七年計画の間に、これは。十分財源も保証してくれるというならば何をか言わぬやだけれども、交付税の算定にするとつたて、この地域だけで単位費用を特別につくつてやるというわけにはまいりませんよ。一律的なものですから、全国的に、これはひとつ再検討をさせていただきたいと思

ういう意味におきまして、大体、各年度をとりましても、成田市の財政運営につきまして、その従来の財政運営よりも著しく困難となるような状況にはならないであろうということが想定されるわけでありまして、まあこまかに各年度を見ますと、四十五年度一六年度あたりがやや窮乏な財政運営になるのではないだろうか、こういう感じがいたしております。なおまた、この起債が累計二十二億に對しまして、将来の元利償還というのを見ますと、おそらくピーク時の数字は三億程度の元

利償還ベースになるかと思いますが、これはその時点におきまして一般財源額の大体四、五％程度のところでありまして、従来の公債費の比率をこれによって著しく上回るような数字になるような事態にはならないのではないだろうか、こういう想定をいたしておるわけであります。

設にあたりましては、これはニュータウンの関係でございますが、この市町村負担分の一部につきましては土地代として市町村に納付されるということになるわけでありまして、この点の負担区分につきましては、さらにこれは県と成田市との間の話し合いになるわけでありまして、この点は十分将来の見通しのもとにこの下水道の建設計画は進められるというふうに考えておるわけであります。

土地改良の組合をつくるにしても、結局、それぞれの市町村民が負担をする額というものはあまりに膨大ではないか。あなた方は御存じないでしようけれども、この根本名川の流域地区では農業改善事業の第一号を県が計画をしてやろうとしたことがある。しかし、負担金が大きいということ、根本名川の改修というものは結局困難だと、しかし、やはり冠水地帯というものを将来防がぬわけにはいかないというので、県がかねや太鼓の鳴りもの入りで奨励をしたけれども、とうとうつぶれたのですよ、これは。そういう地域なんです、この土地というのは。冠水地帯というのは非常に土地改良に金がかかる。ですから、こういう計画のとおりにはいかない。土地改良という身毛がよだつと、こう住民たちは言っている。賛成なんか得られませんよ。それはとにかくとして、ちよっと市町村なり住民の負担が重過ぎる。先ほども申しましたがね、県の負担だつて住民の負担です、これは。この事業のために県が七十七億でしよう。市町村が四十三億、その他の住民が三十五億を負担をするわけですよ、五年計画が七年計画の間に、これは。十分財源も保証してくれるというならば何をか言わぬやだけれども、交付税の算定にするとつたて、この地域だけで単位費用を特別につくつてやるというわけにはまいりませんよ。一律的なものですから、全国的に、これはひとつ再検討をさせていただきたいと思

九ヘクタールでございます。
○加瀬完君 わかりました。権利者は何名ですか。

○参考人(今井栄文君) 権利者としては、北のほうに戸数として七戸、それから南のほうに三戸だけ家はありますが、おそらく一筆別の件数だろうと思いますが、北のほうが百二十七件、それから南のほうが九十一件と、こういうことになっております。

○加瀬完君 いや、アプローチ・エリアの施設内容です。

○参考人(今井栄文君) アプローチ・エリアの施設でございますが、これは主として進入灯並びにいま羽田で使っておりますILS—電波による計器着陸装置でございますが、これのミドルマーカ、それから、場所によっては指向性電波のアンテナ、こういうようなものが建つようでございます。

○加瀬完君 アプローチ・エリアが完備しない場合、飛行機飛びますか。

○参考人(今井栄文君) アプローチ・エリアというのは、先生も御承知のように、空港敷地の滑走路用地とかあるいは誘導路用地と違っていて、必ずしも固定的なものでは本来ないわけでございます。たとえば羽田におきましても、進入灯は海上にはございませけれども、北のほうの海老取川の地域にはないわけでございます。私もアプローチ・エリアを滑走路の端から長さで千五百メートル、幅で三百メートルというものを両端に希望いたしますゆえんのは、先ほど言いましたように、理想的なものをつくりたい、こういうつもりでございます。ICAOの基準で言いますと、カテゴリー2ということで、羽田は現在1でございますので、非常にレベルの高いものをつくらうとしている、こういうことでございます。

○加瀬完君 これからは飛行機の離着陸というものはほとんど人が操縦するという形はとらないことになりまますから、そうなりますと、アプローチ・エリアが完備しない場合は、着陸にしても離陸にしても、これは特に大型機になりますれば不可能になるわけではございませんか。そこで、完全な機械操作といえますか、科学設備をしなればならないために、アプローチ・エリアというものが必要が従来に大きく考えられていると認識してよろしいんではないですか。

○参考人(今井栄文君) そのとおりでございます。お話のありましたアプローチ・エリアについては受けておりますが、話が前後になりましたが、このアプローチ・エリアを決定したのはいつです。そうしていつ運輸大臣の認可を受けたか。

○参考人(今井栄文君) 空港の敷地を決定しました後に運輸大臣から基本計画の指示をいただいたわけですが、その中には、飛行場の用地と、それから航空保安施設というものは別に明記して指示をいただいたとあります。で、当然私も当初から空港敷地を取得すると同時に、アプローチ・エリアを確保するということは当然の事柄であったわけですね。私も敷地については昭和四十二年にすでに事業計画の認可をいただいたのですが、アプローチ・エリアにつきましては御認可は昨年の十月にいただきました。なぜ時間がかかったかと申しますと、私も、単にこの四千五百メートルの滑走路のみならず、二期工事の二千五百メートル、あるいはまた横風用滑走路についても同じ程度の精度の高いアプローチ・エリアを要求するという立場をとっておりますことが政府内部においていろいろ検討の対象になっておられたわけでございます。しかも、用地買収そのものについては、もう当初からわれわれは、先ほど申し上げましたように、滑走路の末端から千五百メートル、幅三百メートルという範囲で買うというところで地主さん方と交渉はいたしておいたわけでございます。

○加瀬完君 それでは、運輸大臣の認可は、いまお話のありましたアプローチ・エリアについては受けておりますか。話が前後になりましたが、このアプローチ・エリアを決定したのはいつです。そうしていつ運輸大臣の認可を受けたか。

○参考人(今井栄文君) 空港の敷地を決定しました後に運輸大臣から基本計画の指示をいただいたわけですが、その中には、飛行場の用地と、それから航空保安施設というものは別に明記して指示をいただいたとあります。で、当然私も当初から空港敷地を取得すると同時に、アプローチ・エリアを確保するということは当然の事柄であったわけですね。私も敷地については昭和四十二年にすでに事業計画の認可をいただいたのですが、アプローチ・エリアにつきましては御認可は昨年の十月にいただきました。なぜ時間がかかったかと申しますと、私も、単にこの四千五百メートルの滑走路のみならず、二期工事の二千五百メートル、あるいはまた横風用滑走路についても同じ程度の精度の高いアプローチ・エリアを要求するという立場をとっておりますことが政府内部においていろいろ検討の対象になっておられたわけでございます。しかも、用地買収そのものについては、もう当初からわれわれは、先ほど申し上げましたように、滑走路の末端から千五百メートル、幅三百メートルという範囲で買うというところで地主さん方と交渉はいたしておいたわけでございます。

○加瀬完君 それはおかしいです。航空法五十五条の三には「新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは新東京国際空港法第二十條第一項第二号の航空保安施設を設置し、又は当該空港若しくは航空保安施設に運輸省令で定める重要な変更を加えようとするときは、運輸省令で定めるところにより、同法第二十一條の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。」とあります。それで四十二年一月三十日の「新東京国際空港の工事実施計画を認可し同空港について延長進入表面等を指定した件」という運輸三〇号の官報には、このアプローチ・エリアは載っていませんね。

○参考人(今井栄文君) ただいま加瀬先生の御引用になりました事業計画につきましては認可、これは先ほど私が申し上げましたように、まず飛行場の規模と飛行場内の施設、それからまた、飛行場の進入その他に関する事項について事業計画の認可があったわけでございます。その前に空港公団法によるいわゆる基本計画の指示というものが運輸大臣から出されているわけでございます。

○加瀬完君 そうすると、これは新しく出されたということですね。いつ出していつ認可になったのですか、アプローチ・エリアのほうは。

○参考人(今井栄文君) 先ほど申し上げましたように、三方向に對するエリアを設定するというわれわれの強い要望を通していただきましたのが昨年の秋でございます。正式には私は十月の三日にアプローチ・エリアについての事業計画の認可をいただいたわけでございます。

○加瀬完君 そうすると、それはこの五十五條の三によりまして工事実施計画の變更願ひを出したのですか、出してありますね。

○参考人(今井栄文君) 私は、事業計画の變更ではなくして、飛行場についての事業計画と別途に、保安施設の設置についての事業計画の認可をいただいた。つまり、行政行為として二つあったというふうに解釈いたしております。

○加瀬完君 この新東京国際空港公団法の二十條には、「公団は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。」という中に、アプローチ・エリアをつくらなければならないということとはきめられていないでしよう。ところが、その最初の官報の事業認可の中には、アプローチ・エリアはない。ありませんよ。そうすると、あらためて運輸大臣に対してこのアプローチ・エリアの位置を最初の計画に加える計画として出して認可を受けなければ、法律的には正式なものとは言われませんよ。どうです。

○政府委員(手塚良成君) 五十五條の三によりまして工事実施計画、その前に工事の基本計画として運輸大臣に出しておりますものは、これは一本で出したわけでございますが、それに伴う実施計画というものは二つに分けて出しておりますのは、先ほど来總裁の御説明のとおりでございます。これは、実施計画としては一本で出すことが望ましいと思っておりますけれども、必ず一本で出さないとはいえませんが、航空保安施設とそれから本体のいわゆる基本施設というものが二つに分けて出されておる。これはこれで一応合法的であると考えております。

○加瀬完君 この五十五條の三はそういうように解釈できないでしよう。初めからこのアプローチ・エリアというものはつけて出さなければならぬという立場になっているのにそれをつけて出さなかった。そこであらためてアプローチ・エリアというものを設定するには、工事実施計画の變更という形で申請して許可を受けなければ、図面の上にアプローチ・エリアは出てこないじゃないですか。アプローチ・エリアありませんよ、最初。最初からアプローチ・エリアの面積まであって官報に告示されたならば、われわれは文句言いませんが、あとで出したんじゃないですか。こんなものは合法じゃありませんよ。一体、伺いますね、公団の總裁は、公団法にアプローチ・エリアはつくらなければならないという義務を課されておるのに、一体最初に出す事業計画の中にアプローチ・エリアが抜けているのを御存じであった

には、「公団は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。」という中に、アプローチ・エリアをつくらなければならないということとはきめられていないでしよう。ところが、その最初の官報の事業認可の中には、アプローチ・エリアはない。ありませんよ。そうすると、あらためて運輸大臣に対してこのアプローチ・エリアの位置を最初の計画に加える計画として出して認可を受けなければ、法律的には正式なものとは言われませんよ。どうです。

○参考人(今井栄文君) よく知っておりました。というのは、航空法でも、先生御承知のように、飛行場というものと保安施設というものは別個の概念として規定しておるわけでございまして、し

たがって、土地収用法等につきましても、飛行場についての事業認定は受けても、私どもはそれをはみ出すアプローチ・エリアの分については全然受けておらないわけであります。もし受けると思えば、別個の行政行為として私どもとしては事業認定を受けなければならぬというふうに、大体従来の航空法概念というものが、飛行場というものと保安施設用地というものは一応概念的には別にしてあるわけです。先ほど局長がお答えいたしましたように、当然われわれとしては、飛行場の基本施設とそれから保安施設というものは一緒に出すのが適当だ、これは先生のおっしゃるとおりでございます。しかし、これはいろいろな他の法律によっても概念的に区別して規定されている問題でございますして、たまたま飛行場内の基本施設認定については、早く計画ができたから早く事業認定を取れと、で、保安施設用地については、先ほどから私が申し上げておるように、千百メートル、三百メートルというやつをぜひほしいと、しかも、カテゴリーの滑走路を三つつくるのだ、こういうことで政府と折衝しておったために手間どったということでございますので、二回にして出した、こういうことでございます。

○加瀬完君 これは航空局長に伺いますが、ずいぶんずさんですね、これは。最初から出さなければならぬものを、法律的にも、二年も三年もたつてからつけ加えと、まあしかし、それはいいでしょう。いま公団総裁は、このアプローチ・エリアは収用法の対象には現状においてはならないとおっしゃいましたが、それは確認してよろしゅうございますね。

○参考人(今井栄文君) われわれはまだ事業認定の申請をいたしておりません。

○参考人(今井栄文君) 私は土地収用法は実はず門でないので詳しく存じ上げませんが、この条文に書いてあるとおりでございまして、長いので読むのを省略させていただきます。

○加瀬完君　じゃ、私のほうで読みます。「事業の廃止又は変更」という内容ですね。「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。この場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。」とありますね。そこで、昭和四十二年一月三十日に出したこの官報につけ加えてアプローチ・エリアを出しまして、これを、収用法の適用の事業認可をしてくださいというわけには、この三十条によりますと、いかないうちになりますね。なぜならばですよ、「事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなつたとき」三十条は適用される、内容はそういうことになります。どうするんです、これ。あくまでも話し合いによらなければアプローチ・エリアの獲得はできないということが法律的には言われるわけですが、私どもは収用法をそう読みます。ですから、話し合いで臨むという態度をもう

一回御確認いただかなければならないわけですよ。なぜならば、アブローチ・エリアの獲得は収用法をかけようたつてかけられないわけですから。そこで、いまのような態度ではなくて、反対住民をどうすれば説得できるか、了解していただくかというところで、ひとつお骨折りをいただくることが、私は、あなた方の立場に立てば、空港を早めることになるだろうと思う。私どもの立場に

立てば、いいことをやってくれたので、しばらくこれでまた反対ができるということに、いままで

互いに協力をして処理しなければならぬような段階に來ておりますから、ますます反対を長引かせることはかりは申しません。いづれにしても、法律的に手落ちがあり過ぎます。そして住民に反対派だといふこのレッテルをつけて、中裁なり、親身になつて世話を見るところをやらなき過ぎますよ。こういう点をひとつ御反省いただきたいと思ひますが、いかがですか。

○参考人(今井栄文君) 先ほどの保安施設用地について法律的に土地収用法の適用ができないかどうかという点については、若干私は問題があると思いますが、しかし、気持ちにおいては全く先生と同感でございます。現在私どもはアブローチ・エリアについては、ぜひ任意買取でいきたい。現に北の部分ではほとんど大部分買っておるわけでございます。南でも、非常に反対しておる、芝山町でも、もう二八%も用地を買っておるわけでございますので、何とかがひとつ御協力をいただいて任意買取でいきたい。したがって、土地収用法の事業認定ということは、現在は全然考えておらないということを申し上げるわけであります。

○加瀬完君　両大臣いらっしゃいますので、簡単に締めくくりをしたいと思います。運輸大臣、自治大臣の両大臣にあらためて御確認いただきたいのですが、周辺地区の整備事業までも関連の事業ということで優遇措置を考えるなら、より以上空港建設に伴う被害者住民といいますか、空港建設で被害を受けておる住民の救済に力を注ぐべきだと思いますが、この点はいかがでございましょう。

○**國務大臣(橋本登美三郎君)** 原則としてはそのとおりだと思います。しかし、いろいろな事情がありましようからして、それに従つて処理しなければならぬと思いますが、もちろん、何といつても被害者に対して理解ある態度をもつて臨むということとは必要なことだと思います。

○国務大臣(橋本登美三郎君) まあ、はなはだ歯切れは悪いかもしれませんが、原則としては当然そのとおりでしょう。私は、大空港あるいは基地

というものは一部の人の犠牲によつてつくるべきものではない。国全体の国家的事業ですから、国ができるだけめんどろを見ろということとは、たてまえ上当然のことでありますから、そのような方針を進めていきたいと思つておるわけでございます。

○加瀬完君　これは、運輸大臣は実力者でありますので、ぜひこれまた御確認をいただきたいわけでございますが、私どもは騒音被害というものを非常に心配しているわけです。これは運輸大臣の地元でも霞方浦が候補地にあげられたときにも大騒ぎをしたので御体験があると思いますが、しかし、これはまだ飛んではないかと思いますが、さら、SSTがどうか、ジャンボジェットがひんばんに来ればどうかということとは実感としてはわかりません。かりに成田空港というものができまして、将来騒音等によって著しく生活を脅かされる、こういう事態になりましたときには、政府も責任を持ってこれは空港そのものを再検討しなければならぬというように考えていらっしゃるの了解してよろしうございますか。

○國務大臣(橋本登美三郎君) 騒音対策については、これは格別のわれわれは関心を持っております。したがって、近く決定せられる六カ年計画では、空港予算というものは従来とは違った角度で大幅にふやすように目下努力いたしておるわけでございます。そういうような結果を見るに相違ないと思っておりますが、したがって、その中には騒音対策費というものを思い切つて考えていかなければならない、そういう意味においては、われわれは、政府といたしましても、いわゆる万道億なきを期していきたい、かように考えております。

ものは公害のワクの中に入れていないわけですよ。しかも、どんな大きな音を出そうとも、あるいは汽車、電車からどんな大きな音を出そうとも、一応交通騒音は、各都道府県の条例などでも、国の法律の中でも、騒音のワクからはずしておるわけですよ。これはやはり法律の中に入れておらうて、航空機の騒音であるが電車の騒音であるが、騒音はやはり騒音として同一に扱っていただかないと、飛行機の音は幾らうるさくとも法律的には補償の対象にもならない、規制の対象にもならないような現状ではどうにもなりませんので、この点は交通関係は運輸大臣の特に所管でございますので、著しく生活を脅かすような騒音については、他に準じてやはり交通騒音も律していただくというように法の改正に御協力、御努力を賜りたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(橋本登美三郎君) これは加瀬さんも御承知のように、最近こういう公害問題が非常に重大な問題になっております。しかしながら、一方において新技術の開発というものもかなり進んでおりまして、ジャンボのごときは、現在の72よりもかえって音が低いという状態が出ておるわけでありまして、もちろん、全体の公害としての騒音というものは考えていかなくちやならないが、現実の問題を十分に調査した上で、かつまた、今後の状況等にかんがみて、あるいは必要があればさようなことも考えなければならぬかもしれませんが、できるだけ新技術の開発によって、いわゆる一般的な公害を防ぐということもすべきであると考えております。

○加瀬完君 彼は運輸委員会の方に回りました、いろいろと運輸大臣また公団にはお伺いできると思いますが、現在取用法が適用をされております。で、取用委員会がまもなく開催をされることに、千葉県においてはなろうかと思っております。しかし、非常にこれは法適用の上で不備があります。たとえば、これは公団が責任者でございますが、取用をする場合は立ち入り調査をしなければ

ならない。立ち入り調査をするときには、身分を明らかにする証票といふべきを出さなければならぬわけですね。この間の調査ではそういう提示はございません。抵抗も何もしないところでも一応三十五条ではだめだから三十七条の二項を適用するということになりましたが、航空写真では十二分な立ち入り調査にかわるわけにはまいりません。なぜならば、現地は山林地帯も多いのですから、なわ延びがある。なわ延びの場合は慣習法として隣地の者と立ち合つて境界をきめるという長い間の——隣地の者も立ち合ひも何も航空写真ではできないわけですから、この間の事情を、やはり不備があったということをお含みの上で、取用をかけたものをはずせというわけには、お宅のほうの立場ではできないでしょうけれども、取用を急ぐためにますます摩擦を激しくして結局土地の取得をおくらせるということにもなりかねませんので、慎重を期していただきたい。さらに第二期工事のほうの場面は反対者も多いわけでございますから、いままでの慣例としては、こういう反対の多いところでは取用法は適用しないという進め方をしてまいりました。そこで取用法を適用したものを、いま改めるといふわけにはまいりませんでしようけれども、最初の線に立ち返ってひまがかつても話し合ひで了解点に達するといふ努力をしていただかなければならないと思つたので、これからの公団の御態度といふますか、お気持ちをひとつ聞かせていただきたい。

○参考人(今井栄文君) まったく気持ちの上では先生と同感でございます。ただ、先般の立ち入り調査が違法であつたかどうかという問題でございますが、私どもは土地取用法によって適法に調査を完了したと考へておる、この一点だけが先生と違つております。今後第二期工事につきましても、先生も私もよく存じ上げておるのですけれども、天神降から東峰、あるいは木ノ根、古込といふところの反対の方々の個人的な土地がたたくさんあるわけでございますので、長い間、やはりまだ

等第二期工事もございす。したがつて、まだ先が相当長い期間があるわけで、私どもとしては土地取用による強制取用といふことをすぐ考へるといふことじやなくて、ほんとうに心から誠意のある気持ちで説得に努力したいといふ、そういうことで何とか話し合ひによつて、先生方の御協力を得て、また、その方々の納得するような方法で今後問題を処理していきたい、これが基本的な考え方でございます。

○委員長(山内一朗君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山内一朗君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山内一朗君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山内一朗君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○熊谷太三郎君 私、ただいま可決せられました法律案に対して附帯決議案を提出いたしました。

趣旨説明を省略し、案文を朗読いたします。
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備にあたり、次の諸

点について留意すべきである。
一、空港周辺地域整備計画に基づく毎年度の事業の施行に際しては、関係地方公共団体の負担過重とならないよう適切な財政、金融上の措置並びに地方債の元利補給について特別の措置を講ずること。

二、新東京国際空港の建設並びにこれに関連する事業の実施にあつては、関係地方公共団体の意見を通じ、地元住民の意向を十分に反映するよう努めること。

三、新東京国際空港の運営にあたり、周辺地域の住民に対し、公害、特に騒音防止について配慮すること。

四、新東京国際空港と都心とを結ぶ交通の円滑な処理を図るため、高速道路の規模等については万全の配慮をするとともに、ひきつづき東京湾岸道路の整備を図る等必要な措置を講ずること。

右決議する。

○委員長(山内一朗君) 熊谷君提出の附帯決議案について採決をいたします。

熊谷君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山内一朗君) 挙手多数と認めます。よつて、本附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し秋田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) 本案につきまして慎重に御審議をいただきまして御可決くださいまして、厚く御礼申し上げます。なお、政府といたしましては、ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしましたし善処したいと思ひます。

○委員長(山内一朗君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。

すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

昭和四十五年四月九日印刷

昭和四十五年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局